決算特別委員会会議録

平成３０年９月２０日（木）
（開　会）　　１０：００
（散　会）　　１７：０６

○委員長

ただいまから平成２９年度決算特別委員会を開会いたします。

この際、委員会の運営方法についておはかりいたします。まず、事前に通告のあった資料要求を行います。なお、通告以外の資料要求はそのつど、おはかりしていきます。

次に、執行部から議案の補足説明を受け、その後、審査に入ります。審査の方法といたしましては、配付いたしております審査順序のとおり審査を進めてまいりたいと考えております。最初に、監査委員の審査意見書に対する質疑、２番目に一般会計の審査を行います。一般会計の審査については、審査を効率的に進めるため、歳出は４つに分けて、歳入は一括して質疑をしていただきます。また、原則として質疑は質疑事項一覧表の記載順に行っていただき、討論、採決については、保留して最後に行いたいと思います。３番目に特別会計の審査に入ります。特別会計につきましては、歳入歳出一括して質疑を行っていただきます。なお、討論・採決につきましては、一般会計と同様に保留して、最後に行いたいと思います。４番目に財産に関する調書、基金の運用状況に関する調書に対する質疑を行っていただき、最後に一般会計から各特別会計の順に討論、採決を行いたいと思います。以上のように委員会審査を進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（　異議なし　）

ご異議がないようですから、そのように運営をさせていただきます。

次に、９月４日開催の本委員会において決定しました質疑の持ち時間制について、改めてお知らせいたします。委員１人当たりの質疑時間は５０分とし、各委員の残時間については、モニターに随時、表示いたしますとともに、各委員の質疑持ち時間が５分を切ったときには、委員長よりお知らせします。また、概ね１時間ごとに休憩を入れたいと思っておりますので、審査が円滑に進みますよう、委員ならびに執行部各位のご協力をよろしくお願いします。

次に、審査を行います過程で、案件に関係のない職員は事務に支障をきたすことがないよう、各職場で業務にあたっていただくよう、お願いいたします。あわせて執行部の皆さんに要望しておきます。本委員会がスムーズかつ能率的に運営できますように、各委員からの質疑に対してはその内容を確実に把握され、質問された部分に対してのみ、はっきりと的確な答弁をお願いいたします。また、各款の審査における所管課は必ず前方に着席し、答弁に備えていただきますよう、徹底をお願いいたします。

本日の審査に入ります前に、商工観光課より決算資料の訂正について報告したい旨の申し出があっておりますので、これをお受けいたします。

○商工観光課長

平成２９年度飯塚市決算に係る主要な施策の成果説明書の訂正について、ご説明させていただきます。配付しております正誤表をお願いいたします。８６ページ、項目Ⅳ主要施策の成果、７款商工費、１項観光費、事務事業名「観光集客推進事業の目標達成度」において、「ア　ツアー団体件数（国内）」及び「イ　ツアー団体件数（海外）」の本年度の実績の数値につきまして、下線を引いている箇所が誤っておりました。大変申しわけありませんでした。おわびを申し上げます。

○委員長

本件についてはご了承お願いいたします。それでは、「認定第１号　平成２９年度飯塚市一般

会計歳入歳出決算の認定」から「認定第１２号　平成２９年度飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」までの１２件を一括議題といたします。

配付いたしております資料要求一覧表のとおり、事前に資料要求の通告があっております。執行部にお尋ねいたします。各委員から要求があっております資料は提出できますか。

〇財政課長

各課にまたがりますので、私のほうから一括して回答させていただきます。資料要求一覧表に記載されております資料につきましては、全て提出させていただきます。

〇委員長

お諮りいたします。各委員から要求がありました資料について、要求することに、ご異議ありませんか。

（　異議なし　）

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

（　配　　付　）

資料の準備ができております。案件に記載のとおり、サイドブックス内のフォルダに資料を掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。それでは、執行部から補足説明を求めます。

〇財政課長

平成２９年度決算の概要について説明させていただきます。平成２９年度飯塚市決算に係る主要な施策の成果説明書の５ページをお願いいたします。まえがきの中段以降に記載しておりますように、本市の平成２９年度の予算につきましては、成果重視のＰＤＣＡサイクルを徹底し、既存の事務事業についてはその根幹にまで遡り、新規事業の構築にあたっては本市の地域特性や市民ニーズが的確に反映されたものになるよう、その必要性や効果を十分に見極めた上で、思い切った事業の見直しや重点化に取り組むことを求め、また、健全な財政運営を堅持しつつ、第２次飯塚市総合計画の初年度にふさわしい、「住みたいまち　住みつづけたいまち」であり続けるためのめり張りの利いた予算とすることを方針に編成いたしました。この予算に基づき、平成２９年度に実施いたしました人権・市民参画分野、行政経営分野、健幸・子育て分野、地域経済分野、教育・文化分野、都市基盤・生活基盤分野ごとの主な事業名を後段部分のかぎ括弧に記載しております。

７ページをお願いいたします。一般会計の決算の状況・決算規模の推移及び歳入、歳出の状況について、ご説明いたします。「Ⅰ決算の状況・決算規模の推移」の【決算の状況】につきましては、平成２９年度の歳入歳出差引額及びこれから翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支ともに黒字となっております。また、この実質収支額のうち８億８１９万円を地方自治法の規定により財政調整基金及び減債基金に繰り入れております。「Ⅱ　歳入の状況」では、区分ごとに前年度との比較表を記載し、次の８ページ以降に款別の主な収入状況につきまして、前年度との増減内訳とその主な要因についての説明を表の下に記載しております。

８ページをお願いいたします。１款市税につきましては、市たばこ税において減収となったものの、個人市民税の増及び固定資産税において家屋及び償却資産の増等により合計で約１億６千万円の増となっております。９ページをお願いいたします。１１款地方交付税につきましては一般会計歳入総額の約４分の１を占めておりますが、合計で約５億７千万円の減となっております。参考欄及び説明書きにもありますように、合併算定替の逓減による減や基準財政収入額の増加により、臨時財政対策債を合計した実質的な普通交付税は約４億８千万円の減となっております。１１ページをお願いいたします。１５款国庫支出金につきましては、国庫負担金において、子どものための教育・保育給付費負担金や生活保護費関係負担金等の増により約４億４千万円の増となっております。また、国庫補助金は臨時福祉給付金関係の補助金等が増

となりましたが、年金生活者等支援臨時福祉給付金関係の補助金の皆減、社会資本整備総合交付金、学校施設環境改善交付金等の減により約９億４千万円の減となっており、合計で約５億１千万円の減となっております。１２ページをお願いいたします。１６款県支出金につきましては、県負担金において、子どものための教育・保育給付費負担金や障がい者自立支援給付費等負担金等の増により約１億３千万円の増となっており、合計で約１億７千万円の増となっております。１７款財産収入につきましては、基金運用収入等で減となったものの、飯塚野球場跡地や頴田病院敷地等の広大地の売却により不動産売払収入の増等がありまして、合計で約３億７千万円の増となっております。１８款寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金の増等により合計で約３億６千万円の増となっております。１３ページをお願いいたします。１９款繰入金につきましては、財政調整基金繰入金では、財源不足を補うための８億１千万円の取り崩し等により約２億９千万円の増となっております。２２款市債につきましては、次の１４ページにまたがる資料となっております。消防施設整備事業債等で増となりましたが、本庁舎建設事業債等が減となり、合計で約４６億６千万円の減となっております。

１５ページをお願いいたします。「Ⅲ　歳出の状況」は、各款ごとに前年度決算額と比較いたしまして、増減の主な要因について歳入と同様に表の下に説明文を記載しております。２款総務費につきましては、ふるさと応援寄附金の寄附額の増に伴い関連事業費等が増となりましたが、新庁舎建設事業費等の減により合計で約４６億９千万円の減となっております。１６ページをお願いいたします。３款民生費につきましては、年金生活者等支援臨時福祉給付金、子育てプラザ整備事業費、立岩児童センター整備事業費等が減となりましたが、経済対策臨時福祉給付金、私立保育所施設型給付費、障がい者自立支援給付費、若菜児童館建設事業費等が増となり、合計で約２億５千万円の増となっております。４款衛生費につきましては、水道事業会計補助金、病院事業会計補助金、環境センターの機械設備更新委託料等の減により約５億５千万円の減となっております。１７ページをお願いいたします。６款農林水産業費につきましては、浸水対策事業費等の減により約３７００万円の減となっております。７款商工費につきましては、地域医療連携イノベーション創出事業費補助金等が減となりましたが、筑豊ハイツテニスコート屋根改修工事、サンビレッジ茜整備事業費、地元ブランド開発等業務委託料等の増により約３５００万円の増となっております。８款土木費につきましては、長楽寺団地公営住宅建替事業費、相田公園整備費等が増となりましたが、中心市街地活性化事業費等の減により約５億７千万円の減となっております。１８ページをお願いいたします。９款消防費につきましては、飯塚地区消防組合負担金等が減となりましたが、防災行政無線（移動系・同報系）整備事業費等の増により約１億９千万円の増となっております。１０款教育費につきましては、奨学資金貸付基金繰出金、私立幼稚園施設型給付費、鎮西公民館建設事業費等が増となりましたが、小中学校の施設整備費等の減により合計で約２６００万円の減となっております。１９ページをお願いいたします。１３款予備費につきましては、主に平成２９年１０月２２日執行の衆議院議員選挙に係る経費、福祉総合センター及び公民館の維持修繕等に係る経費、楽市水管橋損傷事故に係る職員の時間外勤務手当等の経費など緊急に対応すべき経費等に合計で約４千万円充用いたしております。

２０ページをお願いいたします。「Ⅳ　主要施策の成果」につきましては、事務事業評価シートを活用いたしまして、当該事務事業に要した経費、概要及び目的、実施状況、目標達成度、前年度評価時の改善策、今年度の実績及び成果と課題、次年度に向けた改善策について抜粋して記載しております。本年度は、一般会計ではほぼ全費目にわたって９０の主な事務事業を記載しております。１１０ページからは特別会計について記載しておりますが、基本的には一般会計と同様の形式の成果説明書となっており、９つの主な事務事業について掲載をいたしております。

事業ごとの内容の説明は省略させていただきますが、平成２９年度に得られた成果や、今後取り組んでまいります課題、改善策等を記載しておりますので、審査のご参考にしていただきたいと存じます。

続きまして、１３１ページ以降に掲載しております資料を用いまして、決算の概要を説明させていただきます。１３２ページをお願いします。この表は決算額を会計ごとに前年度と比較したものでございます。一般会計につきましては先ほどの説明のとおりでございます。一番下の合計の欄ですが、一般会計と１１の特別会計を合計いたしますと、平成２９年度の歳入は１１６７億２１５０万８千円、歳出は１１５３億８３５９万７千円、差し引きは１３億３７９１万１千円の黒字となっております。全会計のうち、小型自動車競走事業特別会計のみで１４億６５１７万６千円の赤字決算となっており、平成３０年度からの繰上充用金で赤字決算の処理をいたしております。なお、平成２９年度単年度の収支といたしましては、１億４５１万７千円の黒字となっております。

１３３ページをお願いいたします。この表は、平成２０年度以降の地方債現債高の推移をまとめたものでございます。普通会計の計の欄から３行上の右端になります、臨時財政対策債の平成２９年度末の現債高は約２３８億２４００万円で、前年度比約２億９５００万円増加しておりますが、これは償還時に全額普通交付税に算入されるものでございます。その三段下、普通会計の計としましては約７７８億６９００万円で、ここ数年の大型事業の実施により約２９億３千万円の増となっております。

１３４ページをお願いいたします。この表は平成２７年度末から平成２９年度末までの基金の状況についてまとめたものでございます。一番上の行、一般会計の積立基金、財政調整基金の平成２９年度末残高は約８２億５８００万円となっており、前年度末より約５億９千万円の減となっております。また、その一段下、減債基金は約６６億８２００万円となっており、前年度末より約１億９８００万円の増となっております。一般会計の運用基金、奨学資金貸付基金につきましては、就学後、市内に定住することで返還不要となる貸付制度の新設に伴う新規積立等により約１億６千万円の増となっております。次の１３５ページに、基金の運用状況について記載しております。左の表では預金・債券・貸付金の運用区分ごとの平成２８年度末及び平成２９年度末の現在高を記載しており、右側の表に平成２９年度の預金利子及び運用収入等の内訳を記載しております。収入額につきましては、大口定期預金等による預金利子が３１８３万６千円、国債による運用収入が１億５１２２万円となっております。

１３８ページをお願いいたします。この表は普通会計の財政指数等の１０年間の推移をまとめたもので、右端の列に平成２９年度の決算状況について記載しております。普通会計の歳入・歳出総額とも前年度より減少しております。歳入から歳出を差し引いた形式収支は約１７億７千万円、翌年度に繰り越す財源を差し引きました実質収支は約１６億１９００万円の黒字となっております。単年度収支から財政調整基金の積立金等を加算し、財政調整基金の取崩額を差し引きました実質単年度収支につきましては約２億６７００万円の黒字となっております。下から七行目に記載しております経常収支比率は、地方公共団体の財政の弾力性を示すもので、経常的に収入することができる市税などの一般財源のうち、人件費・扶助費・公債費などの必ず支出しなければならない経常的な経費に充てる一般財源の割合を表しております。平成２９年度では９６．１％となり、前年度より３．１ポイント増となっております。速報値では、政令市を除く福岡県内２６市の中では、経常収支比率が高い順番から７番目に位置しており、平均値の９２．９％を３．２ポイント上回っている状況でございます。今回の上昇要因といたしましては、歳入では合併算定替の逓減等により普通交付税が減となったこと、歳出では物件費が増となったことが挙げられます。

１３９ページをお願いいたします。別表７の健全化判断比率は、地方公共団体の財政状況を

４つの指標で表し、財政の早期健全化や財政再生の必要性を判断するものでございます。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、公営事業会計の一部で赤字となりましたが、普通会計及び市の会計全体としては赤字となりませんでしたので、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに数値の記載はございません。次に、実質公債費比率につきましては、普通会計における地方債の元利償還金や公債費に準ずる債務負担行為などの準元利償還金に充てる一般財源の程度を示す指標で、平成２９年度は４．２％となっております。また、将来負担比率につきましては普通会計の地方債残高のほか、公営事業や一部事務組合、公社等への負担も含めた将来本市が負担すべき実質的な負債の程度を示す指標で、平成２９年度は２７．５％となっております。実質公債費比率、将来負担比率とも早期健全化基準の数値を下回っております。下段の表、別表８の公営企業の資金不足比率につきましては、公営企業会計ごとの事業規模に対する資金不足額の程度を示すもので、平成２９年度は全ての公営企業会計におきまして資金不足はありませんでしたので、数値の記載はございません。

１４２ページをお願いいたします。この表は、一般会計の歳出を性質別に平成２９年度と比較したもので、主な増減の要因について説明させていただきます。人件費につきましては、職員数の減による一般職給及び各種手当の減等に伴い減となっております。扶助費につきましては、市内私立保育所・私立認定保育所・私立幼稚園の施設型給付費、障がい者自立支援給付費、経済対策臨時福祉給付金等の増により増となっております。繰出金につきましては、就学後、市内に定住することで返還不要となる貸付制度の新設に伴う奨学資金貸付基金繰出金の増等により増となっております。投資及び出資金・貸付金につきましては、老朽施設更新事業に伴う出資分に係る病院事業会計補助金の減等により減となっております。また、投資的経費につきましては、中心市街地活性化事業の終了による減、本庁舎建設事業費の減等により減となっております。１４３ページから１５８ページにかけまして、市税、医療費助成、生活保護、市有土地売払、地方消費税交付金、国民健康保険税の推移、債務負担行為などの資料を掲載しております。内容の説明は省略させていただきます。以上で決算概要について、説明を終わります。

○委員長

補足説明が終わりましたので、審査に入ります。最初に、監査委員の審査意見書に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（　質疑なし　）

監査委員の審査意見書に対する質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩１０：２７

再開１０：２８

委員会を再開いたします。

「認定第１号　平成２９年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」の質疑に入ります。款ごとに行います。まず、「第１款　議会費」及び「第２款　総務費」について、７９ページから９６ページまでの質疑を許します。なお、質疑をされる際は、事項別明細書のページ数と費目、質疑事項を示し、質疑をされますようお願いいたします。

まず、質疑事項一覧表に記載されています、８０ページ、一般管理費、第二次行財政改革前期実施計画の進捗状況について、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

まず通告している分で質疑させていただきます。決算書の８１ページ、行財政改革推進費のところになりますが、資料のほうを先ほど出していただきましたけれども、資料の１３ページになります。ちょっと資料の量多くて、２０ページ近くになっているようなんですが、ちょっとそちらのほうと照らし合わせながら質問のほうをさせていただきます。まず資料見ますと、

第二次行財政改革前期実施計画の進捗状況になっておるんですけれども、これは３０年までというのが前期の計画になっていますけれども、２９年までとりあえずその分が終わっているかと思いますので、途中経過かと思いますけれども、まずもってその進捗状況のほうをお願いします。

○総合政策課長

本日提出しております資料の１４ページをお願いいたします。表で示しておりますけれども、第二次行財政改革大綱に掲げております目標の年度ごとの達成状況を掲載しております。そのうち①、②につきましては、これは財政比率の目標となっておりますが、現段階、いずれもクリアしております。③につきましては、年度によって異なりますが、今後とも平成３５年度の黒字化に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

次のページをお願いいたします。この表は前期実施計画で定めております推進項目の進捗状況となっております。表中の中央に実施項目数を記載しておりますが、全部で５８項目中５１の項目で取り組んでいるところでございます。また、右側は効果額となっております。一番下に合計の欄がございますが、右端に効果額の合計を記載しております。平成３０年度までの目標額が３０億１４００万円に対しまして、平成２９年度までで３５億１５８６万５千円の効果が出ており、現時点では目標を達成しているという状況となっております。

○永末委員

ちょっとこの資料の分で確認なんですが、計画としては前期で３０年度までの計画になっておりまして、３０年度までで３０億円という目標ですけれども、２９年の時点で既にそれを上回る部分を達成しているということでよろしいんでしょうか。

○総合政策課長

そのとおりでございます。

○永末委員

財政見通しが非常に厳しい状況ですので、そういった部分でしっかりと前倒しで成果が上がっているというのは喜ばしいことかなとは思います。

続きまして、先ほど言われました資料の１４ページのほうをちょっと見ますと、ちょっと右端のほうになりますけど、計というところで、上段が計画で、下段のほうが実績というふうな分け方になっていると思うんですけど。ここをざっと見ましてもちょっと数字にぶれがあるといいますか、違いが出てきているんですけど、この部分、ちょっと補足で説明していただけますか。

○総合政策課長

１４ページの表中の①、②について乖離があるというようなご質問だと思いますけれども、これにつきましてはさまざまな理由はございます。この大綱を策定しました、これ平成２５年でございますけれども、その時点では想定しておりませんでした国の施策による交付金の増加、それからまた、合併特例債の活用期限が延びたということがございまして、起債が後年度にずれ、借りるお金が平準化できたことが大きいと考えております。ご指摘の分で基金の６４億円を目標といたしておりますが、これにつきましては近年の大規模災害を考慮すると、今後とも維持すべき目標というふうに考えております。また、公債費の７０億円につきましては、現時点でかなりぶれ、乖離しているということもございますので、今後、後期実施計画を策定してまいりますので、それまでにはこの大綱の目標についても一定の見直しの検討をしてまいりたいと考えております。

○永末委員

例えば、資料のほうで言いますと、「時代に対応した効果的で効率的な組織・機構改革」の財政効果額というのは、これ計画を下回ってしまっておるんですけれども、この部分に特化して

ちょっとご説明等ありましたらお願いします。
○総合政策課長
　時代に対応した効果的で効率的な組織改革の分で、当初の計画としては１４億円ということでの財政効果を見込んでいまして、現在が８億円ということでございます。ここの部分につきましては、前期実施計画においては職員の定数削減の目標値は設定しておりませんでした。今までの行革の場合は、この年度にこのくらいの人数にするというような目標を定めながらやっておりましたけれども、今回の実施計画についてはそういう設定はいたしておりません。組織のスリム化、それから再任用職員の活用、それから業務委託による定数の削減、また、退職勧奨の実施による、そういったものの総合的な効果額で目標を設定しておりましたが、現実、新たな政策課題の解決に向けたプロジェクトの設置などもございまして、当初見込んでいた効果額を達成できていないのが現状でございます。しかしながら、類似市との職員定数の比較においても、支所の設置、それから生活保護に係る職員が多いことなどの特殊要因を除けば、ほぼ類似市の平均的な定数を維持していると考えておりますので、今後も大きく定数を削減することは現実的には困難であると考えております。
○永末委員
　今後の実施計画の策定の話等もありましたので、ちょっと関連で質問しますけれども、平成２７年の８月に総務省のほうから「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」というものが出まして、行政サービスの効率化、アウトソーシング推進のように技術的な助言のほうがなされています。今後策定する後期実施計画というのは、そういったものを踏まえた形で、どういった方向に重点を置くことになっていくんでしょうか。
○総合政策課長
　飯塚市の行財政改革大綱、第二次の分でございますが、それで示しています方針の考え方としましては、ちょっと読ませていただきますけれども、「これからの行財政改革は、財政的な削減効果ばかりをめざすのではなく、少子高齢化社会への対応、地方分権の時代における市民と行政の役割分担など、行財政の仕組みを含めた「選択と集中」の改革」が必要であるとしております。後期計画についても、この考え方に沿った計画ということで考えております。その中でも市民との協働のまちづくり、それから民間企業等が有するノウハウや技術などを活用した公民連携、そして近隣自治体との自治体間連携が重要であると考えております。
○永末委員
　最後、要望で終わります。平成３０年に出された財政見通しでは、調整基金を取り崩すことで収支のバランスを図るということが予測された厳しいものが出されています。特に本市は、財政力指数というのも０．５程度で推移しておりますし、国の政策動向によって財政というのが大きく影響を受ける自治体であります。市民サービスの低下を落とさないためにも、時代に対応した行財政改革に取り組んでいっていただきたいと思います。また、ことし、総務省の自治体戦略２０４０構想研究会の報告では、２０４０年には従来の半分の職員でも自治体が本来担うべき機能を発揮できる仕組みが必要として、自治体行政の情報システムの標準化、共通化、ＡＩやロボティクスを活用したスマート自治体への転換、広域的な課題解決に向けて地方圏の圏域マネジメントの構築、都道府県が市町村を直接補完、支援する仕組みが必要であるとの報告がなされています。そういった報告ありますけれども、ぜひ本市として一番いい形、少子高齢化に伴う人口減少社会が急速に進展しているというのが顕著にあらわれているところもありますので、長期的な視点を持って、行財政改革を効率的かつ効果的に進めていただきますようお願いして、質問を終わらせていただきます。
○委員長
　次に、質疑事項一覧表の８２ページ、文書広報費、決裁文書の電子化について、奥山委員の

質疑を許します。
○奥山委員
　公明党の奥山です。質疑通告にしたがって質問させていただきます。８２ページ、文書管理のところになります。この分につきましては、さきの国会等でもさまざまな質問がされておりまして、あるべき文書がなかったり、なかったものがまた出てきたり、いろいろなところで誤って文書を処分したりとか改ざん等､いろいろな問題がこの文書については出てきております。本市についても、いろいろ適切に、文書起案から最終的な廃棄まで適切な処理をしてあるというふうに思いますけれども、少しちょっとそこでお伺いしていきたいと思います。文書管理事務について、公文書の適切な管理を行うために研修等を行っておられますけれども、会議のペーパーレス化も進む中で、飯塚市では電子決裁を取り入れる予定はないのかどうか、お伺いします。
○総務課長
　本市におきましては、合併時に庶務事務の一部電子決裁化に取り組みまして、現在、休暇と時間外勤務の管理について、電子決裁を取り入れております。文書管理業務における電子決裁につきましては、平成２４年度に稼働を開始いたしました文書管理システムの導入を検討する際に組み込みが可能とのことで、電子決裁の導入の検討を行いましたが、膨大な文書の管理システムの導入を優先いたしましたため、この際には導入を見送ったという経緯がございます。その後、具体的な検討などもなく現在に至っております。
○奥山委員
　検討されていないんですけれども、現在に至っているということで、早急な対策等を講じていただければというふうに思います。
　続きまして、他市の状況について、どのように決裁文書等されておるかお伺いします。
○総務課長
　昨年７月に長期保存文書の電子化、データ化を検討いたしますために、福岡県内の自治体に文書の電子化について調査を行っております。その際、あわせて文書管理システムを活用した電子決裁を行っているかという点も調査いたしましたが、２４市中６市で部分的に使用しているという回答がございました。全面的に電子決裁を取り入れているという市はございませんでした。
○奥山委員
　部分的な市ということですけれども、今回、国会等で決裁後の改ざんというようなことが平気に行われていると。電子決裁にすることでそういうリスクを少しでも減らせる。当然、いくつも回覧されますので､途中で変えるということができないというふうに思っておりますので、ぜひ検討をしていただければというふうに思います。それについて、今後の予定についてお伺いします。
○総務課長
　現在、本市では会議のペーパーレス化に取り組んでおりますが、電子決裁につきましては、請求書、契約書など紙媒体が原本のものは原本保管が発生すること、また、電子決裁をするためにデータを取り込むスキャニング等の手間が生じるなどの課題もございますことから、今後研究していくことと考えております。
○奥山委員
　ぜひよろしくお願いします。次に、この成果表にも書いてありますけれども、旧三中に保管している文書の移転というようなことで書いてありますけれども、文書の管理状況について、保存年限、それから保管場所、廃棄の処理は誰が行っているのか、お伺いします。
○総務課長

飯塚市の文書管理規程では、文書の保存年限を３０年、１０年、５年、３年及び１年としております。３０年、１０年の長期保存の文書につきましては、総合文書庫に保管いたしております。毎年度、担当課の確認の後、必要に応じて総務課が廃棄を行っております。５年以下の文書につきましては、各課の執務室や補助庫で保管し、年に一度、総務課の指示のもと各課で廃棄を行っているところでございます。

○奥山委員

旧三中に保管してある文書の新たな保管先というのを検討する必要があるというふうに書いてありますけれども、旧三中にはどのような文書がどのくらいあるのか、お伺いします。

○総務課長

旧第三中には主に保存年限が３年及び５年の文書を置いております。課の数にして２０課が各課の管理のもと保管しておりまして、現在、文書の箱、文書ボックスの数で申しますと約３５００箱を保管いたしております。

○奥山委員

かなりですね、３５００、どのぐらいの量があるか検討もつきませんけれども、３年、５年の文書があるということで、各課がそれぞれ管理簿に基づいて廃棄を、総務の指示でということでされておりますので、適切にやっていただければというふうに思います。大量の文章を適正に管理するために、保存文書、今おっしゃった保存文書３５００箱ありますけれども、これの電子化については考えていないのか、お伺いします。

○総務課長

現在、旧第三中に保管しております文書につきましては、今後段階的に廃棄されるものでございまして、全てを電子化にする必要性はないものと考えております。しかし、今後保存する文書につきましては、保存方法を電子化することで保存文書量の削減につながり、また、公文書の適切な管理の上でも電子決裁とあわせて今後研究してまいりたいと考えております。

○奥山委員

るる申しましたけれども、電子化という時の流れ、ＩＴ化等が進んでおりますので、いろいろな研究が可能だろうというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いします。これで終わります。

○委員長

次に、同じく８２ページ、文書広報費、広報事業における目標の達成度等について、守光委員の質疑を許します。

○守光委員

８２ページ、総務管理費、文書広報費の広報発行事業における目標達成度、また、アクセス数、企画等について２、３、確認も含めてお聞きしたいと思います。初めに、その内容についてお尋ねします。

○情報政策課長

毎月１回、約４万７千部の市報を発行する業務でございまして、編集につきましては民間企業のノウハウを活用するため一部委託にて実施いたしております。配布につきましては、各自治会の方に配付をしていただいている分と、公共施設等に置いている分で対応いたしております。また、市のホームページに市報のＰＤＦ版を掲載することで、より多くの市民の皆様方に情報を提供いたしております。

○守光委員

ＰＤＦ版で掲載することで、より多くの市民の皆さんに情報提供しているということでありますけれども、次に、ホームページ掲載の市報のアクセス数についてお伺いいたします。

○情報政策課長

市報に対するアクセス数につきましては、年間の目標が１万４千件に対して、平成２７年度は１万２３０６件、平成２８年度が１万１２７９件、平成２９年度が１万１２８５件と、目標に達していない状況が続いております。

○守光委員

これ資料も見させていただいたんですけれども、成果表というか、目標が１万４千件に対して、３年間ずっと横ばい状態ということで、その目標未達成が現在続いているわけでありますけれども、その分、対策等はどのようにされているのか、お聞かせください。

○情報政策課長

平成２９年度よりホームページ以外にも市報を見ていただく機会をふやすため、スマートフォンアプリのマチイロ、サイドブックス、及び、電子書籍サイトのイービーパーク九州・山口、ふくおかイーブックスにおいて配信を実施いたしております。また同じく平成２９年度から開始したＳＮＳにおいても、毎月市報発行後にリンクを張り、ホームページに掲載の市報を多くの方に見ていただくように掲載いたしております。なお、紙媒体での市報の配布につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、各自治会の方に配布をお願いしているところでございまして、全世帯への配布は難しいところですが、今後におきましては本市の情報発信がさらに広がっていくように、市のホームページ、スマートフォンアプリ、電子書籍と合わせて他媒体も含めて検討していきたいと考えております。また、市民の皆様に見ていただけるように、より見やすい市報を作成していきたいと考えております。

○守光委員

この情報発信という部分で、多分全世帯に情報発信をしていくという部分で紙ベースの部分、そしてあとこのＳＮＳを含めて１００％にやっていきたいという部分であると思うので、そうであるならばこの目標の１万４千件というのが本当に妥当なのか、３年間ずっと全然進化もしておりませんし、まずここの目標設定については、今後やっぱりしっかりと検討していただいて、あまり大きな目標ばかり立てて達成しないというのもまたいろいろありますので、その点は要望としておきたいと思うんですけれども。

次に、企画等についてですけれども、さまざまな、いろいろな努力はされてきて、情報発信をされておりますけれども、作成するに当たりどのような企画等をされているのかお聞かせください。

○情報政策課長

企画等につきましては、情報政策課情報発信係の２名の職員で行っております。各課から提出される掲載依頼をもとにページを構成し、その月の主要イベントやお知らせは表紙との関連づけや見開き等で掲載するなど、市民の方が見やすいように心がけております。また、市内のイベント等を市民の方に知ってもらうため、情報発信係の職員が取材したものをまちの話題として毎月６枠程度掲載しております。掲載に当たっては、偏りなく幅広い年代の方が親しめるよう心がけて掲載をいたしております。

○守光委員

最後に要望だけして終わりたいと思うんですけれども、これは情報政策課だけでは多分できないと思うので、市長もおられますので、以前から一般質問で職員の採用という質問をさせていただきました。また満足度調査とかもさせていただいたんですけれども、今現在、職員が２名でこの企画を行っているということであります。内容等につきましては、やっぱり幅広く市民の皆さんによく見ていただくためには、そういった企画というのはやっぱりそれに精通した職員というか、そういうものも必要に、今後なってくるのではないかと思います。以前、職員採用について、企業等経験者枠があるとお聞きして、ここ数年、５年間ぐらいやってこられていると思うんですけれども、その中でやはりこういった特化した職員募集というか、例えば募

集要項の中にそういうのを明記するとか、わかりやすく市民の皆さんが、市民というか市役所に勤めたいという方が、飯塚市はこういうことも募集しているのかなという部分も含めて、そういった枠でも採用していただきたいと思いますし、職員の中にはもしかしたらこういうことが得意で、好きな方もいらっしゃると思うんです。以前、職員満足度調査と提案させていただきましたけれども、そういった職員の中でもこういった広報紙、また、インターネットに精通した方がいらっしゃると思いますので、そういった部分も含めて今後検討していただくことを要望して、この質問を終わります。

○委員長

同じく８２ページ、文書広報費、市報及びホームページについて、奥山委員の質疑を許します。

○奥山委員

守光委員とかぶるところが多々ありますので、一つだけお伺いします。今回、飯塚市は現在約６万２千世帯の方々がおられると思いますけれども、発行部数が４万７千部ですから、どう考えてもあと１万５千世帯の方々については、市の情報を知る唯一のツールというふうに思いますけれども、見ることが難しいのかなと。その辺、先ほどＳＮＳ等ありましたけれども、何かありましたらお願いします。

○情報政策課長

まず４万７千部の根拠といたしましては、市報の配布にご協力いただいております各自治会の方からお出しいただいた部数と、本庁や各支所、交流センター等公共施設に配布する部数を加算したものとなっております。全市民の方に行き渡るようなことをということでございますが、先ほども申し上げましたとおり、市報のＰＤＦ版をホームページに掲載し、また、電子書籍やスマートフォンアプリの掲載を行うということで、広く本市の情報を市民の方に伝えるように努力しているところでございます。

○委員長

よろしいですか。次に、８４ページ、財産管理費、公用車の安全運転管理事業における事故件数の増加について、守光委員の質疑を許します。

○守光委員

続きまして、８４ページの総務管理費、財産管理費、公用車の安全運転管理事業における事故件数の増加について、幾つか気になるところをお聞きしたいと思います。安全運転の管理について、公用車の事故が資料を見ると前年より増加している傾向がありますので、どのような事故が起こっているのかお答えください。

○契約課長

公用車の事故につきましては、平成２８年度では３０件発生をいたしております。事故の内訳として多いものから申し上げますと、構造物などに接触するなどの自損事故が１２件発生しております。次いで原因不明の車両損傷が８件、相手方車両が追突してきた事故が４件、走行中に飛び石などを受けるなどして車両が損傷した、職員に過失のない事故が３件、職員に過失のある車同士の接触事故が３件となっております。平成２９年度では３６件発生しておりまして、事故の内訳として多いものから申し上げますと、構造物などに接触するなどの自損事故がほとんどで、２５件発生いたしております。次いで、走行中に飛び石を受けるなどして車両が損傷した職員に過失のない事故が７件、原因不明の車両損傷が２件、相手方車両が追突してきた事故が１件、職員に過失のある車同士の接触事故が１件となっております。平成２８年度と比較をいたしますと、原因不明の車両損傷や接触や追突事故などが減少している一方で、自損事故が倍以上増加しております。また、本年度８月末時点ではございますけれども、自損事故が１４件、原因不明の車両損傷が１件、相手方車両が衝突してきた事故が３件、職員に過失の

ある車同士の接触事故が４件、また、７月６日の大雨によります車両水没が４件となっております。昨年度の同時期と比較をいたしますと、全体の事故件数は１２件の増加となっております。

○守光委員

年々というか、６件ふえておりますし、事故が発生した場合、本市としてはどのような対応をとっているのかお答えください。

○契約課長

事故が発生しました場合には、事故を起こした職員の所属課職員とともに、契約課職員が現場にまいりまして、警察官の立ち会いのもと現場検証を行っております。その際に写真に記録をいたしまして、その画像と事故原因を職員向けポータルサイトに掲載をいたしまして、注意喚起を行っているところでございます。また、公用車の事故のうち、特に被害金額が多いものにつきましては、当該職員を飯塚自動車学校に派遣をいたしまして、運転適性検査、路上運転行動診断、それから適性検査に基づくカウンセリングを行う交通安全教育研修というものを実施いたしております。

○守光委員

では、公用車を運転する職員に対する研修、その内容と、どのようなことを実施しているのかお答えください。

○契約課長

平成２９年度に実施をいたしました研修でございますけれども、パッカー車など環境対策課の作業車両運転職員を対象といたしました安全運転研修会、それから各課に配置をいたしております安全運転推進員を対象といたしました公用車安全運転教育研修、それから新規採用職員を対象としました実車の運転などを行います交通安全運転教育研修会や公用車によります事故を起こした職員を対象としまして、先ほど申し上げました飯塚自動車学校に派遣をし、運転適性検査、路上運転行動診断、それから適性検査に基づくカウンセリングを行います交通安全教育研修、比較的軽微な事故を起こした職員に対します交通安全教育研修などを実施いたしております。そのほか、安全運転推進員によります職場内研修を年に１回以上実施することを義務づけておりまして、報告を求めているところでございます。

○守光委員

先ほども答弁がありましたけれども、平成２８年が３０件で、２９年が３６件、この事故件数が増加している原因を、本市としてはどのように捉えておられるのかお答えください。

○契約課長

中でも自損事故というのが増加をいたしておりまして、その大半は駐停車、発進時におけます運転者の不注意による事故となっております。原因の詳細についての確認というところまでは行っておりませんけれども、仕事上の疲労やストレスなどの心身的な余裕がない状況で要因となっているという可能性もございます。今後、事故の原因及び傾向などを確認するために、課内でのヒアリングのほか、必要な場合においては保健師等によるカウンセリングの実施などを検討し、再発防止に努めてまいりたいというふうには考えております。

○守光委員

さまざまな研修等を通して取り組みをされていると思うんですけれども、例えば事故を起こした場合、その事故を起こされた運転職員に対するペナルティー、そういったものは本市にはあるのかお答えください。

○契約課長

飯塚市職員の懲戒処分に関する指針におきまして、交通事故を起こした場合、あるいはスピード違反等の義務違反により運転免許の停止処分を受けた場合におきましては、書面による報

告を行わせるとともに、過失割合や損傷の程度などその事故の状況を勘案いたしまして、重大な事故に対しては当該職員の処分を行うこととしております。なお、事故を起こしました職員に対しては研修を受講させまして、再発の防止に努めているところでございます。
○守光委員
　公用車を修理するための費用は保険で賄われていると思いますけれども、事故を起こした職員の負担というのはあるのかお答えください。
○契約課長
　事故を起こしました際の公用車の修理につきましては、市が加入をいたしております全国市有物件災害共済会の保険から支払っておるところでございます。ご質問にありますけれども、事故を起こしました職員本人からの負担というものは求めておりません。
○守光委員
　最後にちょっとこれは要望というか、公用車はもとよりその車両保険も税金で負担しておられます。職員に過失がある場合でも、全て保険や市の負担となっており、運転者自身へのペナルティーがないことも事故が減らない原因の１つではないかと私は考えております。例えば、自分も議員になる前は一般の会社に勤めておりましたけれども、３万円以下の軽微な事故に関しては自己負担とかはありました。今後、こういったさまざまな研修等で意識改革を、さまざまされていると思うんですけれども、もう１つ、そういった中で自分たちも３万円以下の事故は自己負担ということで、やはり通常、営業の部分で車が回っていく中でもやっぱり細心の注意というか、払っていたことも記憶にありますので、今後、今すぐとは言いませんけれども、年々こういうふうに３０件、３６件、また本年度もかなり多くなっているともお聞きしておりますので、また、職員の中には１回ならず２回起こされている方もおるともお聞きしておりますので、こういった部分を含めて、そういったペナルティー、また、軽微なものに関しては自己負担という部分も考えていただくことを要望して終わります。
○委員長
　次に、同じく８４ページ、財産管理費、安全運転管理について、奥山委員の質疑を許します。
○奥山委員
　今、守光委員が言われましたのでだぶらないようにしたいというふうに思います。成果説明書にもありますけれども、成果と課題というところで、古い公用車が多いようであるということなんですけれども、どのくらい古い公用車があるかお尋ねします。
○契約課長
　飯塚市全体の公用車で申し上げますと約３００台ほどございますけれども、契約課が所管しております、集中管理をしております公用車は１０１台ございます。その中で使用年数が１０年以上１５年未満のものにつきましては２８台、１５年以上２０年未満のものにつきましては１５台、２０年以上のものにつきましては３台ございまして、合計で４６台となっております。
○奥山委員
　次に、古いものが結構あるというようなことですけれども、当然買いかえなりされると思いますが、公用車のリース、今どこの会社も一般企業も全てリースになっているというふうに思いますけれども、リースを検討されているのかどうかお尋ねします。
○契約課長
　まず、飯塚市のほうで公用車を更新するということに当たりましては、使用年数ですとか、走行距離数などから判断するといったような明確な基準というものはございませんけれども、定期的な更新を行う必要はあるとは考えております。また、リースの検討でございますけれども、実は平成２６年から試行的に、先ほど申し上げました１０１台のうち２５台の公用車につきましてリース契約をいたしているところでございます。リースにすることによりまして、購

入するより経費がかかりますけれども、一方で公用車の車検ですとか整備などの維持管理に係る事務的な負担の軽減ですとか、一度に購入するよりも毎年の経費負担となることから、財政面からもメリットがあるのではないかと考えております。今後も公用車の更新につきましては、どのような方式がよいのか検討を重ねたいというふうに考えております。

○奥山委員

リースのいいところは、リース期間満了になった後、一括といいますか再リースというところで１０分の１ぐらいの経費になってこようかと思いますので、車検等をリース会社がやるというようなことで、かなり一般企業もこれをほぼやっているというふうに思いますので、検討をよろしくお願いします。

次に、安全運転アシスト、もう今ほとんどの車についてきておりますけれども、車両へのシフトが効果的というふうにありますけれども、具体的に計画をしてあるのか、また、ポータブルナビ、カーナビの導入との記載もありますけれども、こちらも計画があるのかどうかをお尋ねします。

○契約課長

安全運転アシスト機能につきましては、年々各メーカーの技術力は進化をいたしております。交通事故の防止には有効であるというふうに考えております。市としては今後導入するといったような具体的な考えというものはございませんけれども、調査、研究を行う必要があるというふうに考えております。また、ポータブルナビの導入ですけれども、これは特に若年者層の職員が現場に行くという際に、道がわからないというようなことが数多くありまして、そのことに気をとられて安全運転への注意力が低下をし、事故につながるケースも考えられますことから、一部公用車へ整備するという検討を現在行っているところでございます。

○奥山委員

ナビですね。ナビも１人で見るとなかなか大変なところもありますので、なおかつ注意が必要になってくるかと思いますので、合わせてお願いします。

それから先ほど来、事故についてずっとるるありましたけれども、３６件ですか、前年度。事故を防ぐには職員の安全運転に対する意識、やっぱり高める必要があるというふうに思います。通常、一般企業ですと会社をアピールするために車の色に特徴を持ったりしておりますけれども、本市については真っ白で、横と後ろですか、「飯塚市」というふうに書いてありますけれども、この色を原色にするとか、もう誰が見ても飯塚市の車だと。自分自身も飯塚市を背負って仕事に行っていますというようなことから、事故も少し減ってくるのではないかなと。当然、市民からも注目されるというふうに思いますけれども、その辺について、お考えがあるかどうかお伺いします。

○契約課長

市といたしましては、これまで市名を車体に表記をいたしまして、なおかつ現在、運転者は自分の部署が記載されておりますマグネット、これを車体後方に張りつけて運転するということを義務づけておるところでございます。質問委員おっしゃられますように、市民から見まして公用車であるということが一目でわかるということで、運転者自身が注目をされているということを自覚し、安全運転の意識が高められるものと考えます。車体の色を変えるというのはすぐにできませんけれども、一目で公用車であるとわかるというような仕組みについては、当然必要であると考えております。今後検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

○奥山委員

ぜひよろしくお願いします。ちょっとこれは要望になるかもしれませんが、以前、私が勤めていた会社ですけれども、安全運転については非常に厳しく、日々やっておりました。例を幾つか挙げますと、交通機関以外で来ている社員、ここは職員ですけれども、自転車、バイク、

自動車等ありますけれども、抜き打ちでアルコールチェックをしております。当然、アルコール引っかかるとだめなので、朝来たときに、誰さんアルコールチェックしたかということをするぐらいやっておりました。これは単に、見つけるのではなくて職員を守るということなんです。ですから、交通機関以外で来られる方は、当然アルコール、酒酔いの状態では当然捕まります。特に、当日の飲酒運転よりも今、翌日というのが多くなって、何リットル飲むと何時間かかりますと、アルコールが切れるまで何時間かかりますというのを皆さんもう勉強で知ってあると思いますけれども、そういうふうになっておりますので、そこは強く要望をしたいというふうに思います。それから、これから出かけるというとき、アルコールチェックをしているのかどうか。車乗る前ですね。前の職場は乗るたびにアルコールチェックをして、第三者が見て、それを管理簿に書くと。そこで出ると当然出ていけませんので、そのぐらい、特にアルコール、これから多くなってくると思いますけれども、アルコールについては隣の福岡市がもうすごい事故を起こしましたけれども、なおかつまだ減らないというような、日々新聞等で騒がれておりますけれども、本市からもそういう職員が１人も出ないように、職員を守っていただくという意味でもアルコール等、それから事故には十分に配慮をお願いしたいというふうに思います。職員を守るためということで、これ要望として終わります。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩１１：１３

再開１１：２４

委員会を再開いたします。

次に、８４ページ、総務管理費、財産管理費について、過去の市営住宅跡地を販売用に整備し、販売できていない土地の有無について、奥山委員の質疑を許します。

○奥山委員

８４ページの財産管理費、市営住宅跡地管理についてというところでちょっとお伺いをします。決算成果説明書２７ページになりますけれども、市営住宅の跡地売却については整備費用の負担が大きいというふうに記載されておりますけれども、具体的に内容についてお伺いします。

○住宅政策課長

市営住宅の跡地につきましては、有効利活用等検討委員会におきまして有償譲渡を基本方針といたしております。地域住民の方のご意見も伺いますが、ご意見、要望、利用計画等がなければ売却いたすこととしております。市営住宅跡地を売却する場合、団地が整備された時代や周辺環境などそれぞれ条件が異なりますので、必ずしも整備が必要ということではございませんが、該当する跡地につきましては売却を進めるに当たり、奥にある住宅への進入路が狭く、道路の拡幅工事が必要でございましたので、２９年度は設計を行ったものでございます。

○奥山委員

今言われましたように、このような整備をする必要がある跡地がほかにもあるのか、また今後も続く予定なのかどうか、お伺いします。

○住宅政策課長

現在のところ、ほかに予定しているものはございません。

○奥山委員

では、今後についてはどのように事業を進めていく予定なのか、お伺いします。

○住宅政策課長

現在整備している跡地につきましては、道路の改良工事を行いまして、売却に向け必要な事務を進めてまいりたいと考えております。今後の事業につきましては、できる限り費用をかけ

ない手法を用いて、現状有姿での売却を含め、関係部署と協議を行いまして検討してまいりたいと考えております。
○奥山委員
　要望ということで、私はこの市営住宅の跡地売却について、分譲して売却できれば住宅も建設されますし、人口も増加、非常にいいことだなというふうに思います。先ほども課長答弁されましたように、費用対効果を検討し、できるだけ費用がかからない手法で事業を進めていただきたいというふうに要望して、質問を終わります。
○委員長
　次に、８６ページ、総務管理費、企画費、ふるさと納税を通じた経済活性化について、兼本委員の質疑を許します。
○兼本委員
　８６ページ、企画費について、ふるさと応援寄附事業費についてお尋ねいたします。平成２９年度の寄附状況と経費についてお教えください。
○まちづくり推進課長
　本市のふるさと応援寄附金につきましては、平成２０年度から事業を実施しております。平成２９年度におきましては、ふるさと納税サイトの利用、お礼の品拡充等によりまして、前年度寄附額の約３倍、３万２６８８件の寄附者の方からの寄附金を募ることができております。総額で５億２１００万円でございます。歳出の合計につきましては約２億９２８２万４千円となっており、経費割合につきましては５６．２％となっております。
○兼本委員
　次に、平成２９年度決算に係る主要な施策の成果説明書の成果と課題に、「申込みサイトを追加し、飯塚市の独自のふるさと納税サイトも構築し、ふるさと納税の件数及び金額のさらなる増加に努める。あわせて、ＰＲ強化に努め、より多くの事業賛同者を募る」というふうに記載されております。今回の決算額について、寄附額が平成２８年度よりも約３倍ということになられたということは、もう本当に担当課の皆さんの努力があったものだと思っております。また、お礼の品を安定して提供していただけます事業者の皆様のご協力があったということも重要であったのかなというふうに思っております。そこで、事業者は新たな設備投資を行い、新商品を考案したり、新たな従業員の雇用やベンチャー企業の参入など、ただ寄附金額が増加して市の財政面へ影響を与えただけではなくて、流通する品の生産、物流がふえることによる地域経済の活性化にも影響を与えていると考えております。このふるさと納税事業の活用による地域経済活性化、また、今後の事業方針についてどのようにお考えでしょうか。
○まちづくり推進課長
　ふるさと納税によります商品、お礼の品の流通増加、また、雇用創出等、地域活性化につながっているものと考えているところでございます。提供しておりますお礼の品におきましても、一般企業や商店、個人事業主が努力され、新商品開発や安定供給等ご尽力いただいているところでございまして、事業者の皆様のご努力、ご協力に感謝いたしております。今後も地域事業者と連携を図りながら、総務省の指針を遵守し、飯塚市の特色を生かしたお礼の品の提供、また、ブランド化、情報発信、ＰＲなど最大限努力を行いまして、活気あるまちづくりの推進を図ってまいりたいと考えております。
○兼本委員
　ふるさと納税の寄附件数がふえる中、来年度以降の体制についてお伺いしたいんですけれども、１点目が、この事業が衰退することがあるのではないかということなんですけれども。これは他地域の話になると思うんですが、ふるさと納税を通じた経済活性化は、自治体のふるさと納税のやる気次第ということになっていることが多いというふうに言われています。やる気

にあふれた職員がふるさと納税を担当していた自治体が、後任の職員があまりやる気を出さないことで凋落していく事例も実際にあったということを伺っております。ということもございますので、引き継ぎも含めまして、市民や地域、企業、事業者等と継続した信頼関係を保ち、事業の推進を図っていくことが重要だというふうに私は思っております。また、２点目が人員の問題、それから人材育成等の問題があるのかなと思っております。と言いますのが、今現在、３倍になったということは、おそらくふるさと納税サイトにおける企画力であるとか、また、マーケティング力というのをいろいろ考えられて、職員の方やられてあるのかなというふうに思っております。これからまたふえていくということになれば、人員も今のままで足りるのかなといった問題、それからこの事業は歳入の、今、主な事業の１つではないかというふうに考えているんですけれども、そういった場合に今後の人材育成や研修を含めて体制強化をしていく必要があるのではないかというふうに考えるんですけれども、どのようにお考えでしょうか。

〇まちづくり推進課長

質問委員言われますように、人事異動等の兼ね合いもございます。その点につきましては、十分な引き継ぎ、それから人材育成、研修等につきましては努力していきたいと考えております。また、人員体制につきましては、現在、ふるさと応援寄附事業につきましては力を入れておる状況でございまして、総務省のいろいろな指針等もございますが、さらなる充実に向けた取り組みをしていきたいと考えておりますので、関係部署と協議しながら、人員の体制につきましても、体制を確保していきたいというふうに考えております。

〇兼本委員

市長、ぜひよろしくお願いいたします。次に、これ要望となるんですけれども、先進地では地元事業者もこのふるさと納税制度が続くことと、市と一緒にＰＲ、地域貢献できることというのを期待していると思うんです。宮崎県の都城市や島根県の浜田市なんかは地域の返戻品を提供する事業者たちが自主的に連携会を発足させて、自分たちの企業力や商品力、そしてＰＲ力を向上させるような取り組みを行っているというような事例もあると聞いております。ぜひそういったところも市と一緒に、事業者さんと一緒に考えていっていただければというふうに思っております。また、そういうことがふるさと納税制度の事業者の販路開拓になればいいのかなというふうに思います。また、このふるさと納税がもたらすべき市への効果としまして、浜田市のほうではひとり親世帯を対象とした移住定住支援を行っているらしいのですけれども、このふるさと納税で知名度が上昇したことによって、そういった政策が脚光を浴びるようになって、ふるさと納税をきっかけにしてまちを知ってもらい、まちのほかの政策に関心を持ってもらっているということなんです。本市におきましても、このふるさと納税をやはり利用して、自治体として最も望むべき姿であるほかの政策、そういったものにこのふるさと納税が貢献できるような対策、事業を行っていただきたいということを要望して、私の質問を終わります。

〇委員長

同じく８６ページ、ふるさと納税の活用について、奥山委員の質疑を許します。

〇奥山委員

今、兼本委員がるる聞かれましたので、だぶらないようにしたいと思います。よろしくお願いします。ふるさと納税について伺っていきますけれども、寄附金が約５億２千万円に対して、記念品が約２億１千万円。実際、事業として利用できる金額についてお伺いします。

〇まちづくり推進課長

平成２９年度におきましては、先ほどご答弁いたしました、前年度寄附額の３倍の約５億２１００万円の寄附金を募っております。歳出の合計につきましては約２億９３００万円となっておりまして、経費割合は５６．２％。したがいまして、担当職員の人件費は含んでおりませんが約２億２８００万円、寄附金の約４割が実際に利用できる金額というふうに考えておりま

す。
○奥山委員
　約２億２８００万円の事業ということですね。利用できると。では、返戻なしのふるさと納税について検討をされているのかどうか、お伺いをします。
○まちづくり推進課長
　本市のふるさと応援寄附金につきましては、平成２０年度から事業を実施しておりまして、開始当初は返戻品なしで実施をしておりました。平成２２年度から返戻品を送付しておりまして、地域事業者のご協力もあり、今日まで返戻品の充実を行ってまいりました。現在でも「返戻品なし」を選択いたしまして、ふるさと納税ができるようになっておりまして、寄附のみ希望される方にも対応を行っております。また、市内の方がふるさと納税を行う場合につきましては、平成２８年度から返戻品なし、返礼品を送らないルールといたしております。
○奥山委員
　次に、ふるさと納税の寄附金の使い道についてですけれども、現在、どのように活用しているのかお伺いします。
○まちづくり推進課長
　応援者が寄附を申し込む際に使い道を選べるようになっております。６項目ございまして、まず１番目が産業・経済の活性化、２番目が教育・文化の充実、３番目としまして市民福祉の向上、４番目としまして生活基盤の充実・環境整備、５番目としましてまちづくりの推進、最後、６番目が全事業となっておりまして、寄附者のご意向に沿った形で財源を充当している状況でございます。
○奥山委員
　最後になりますけれども、今おっしゃった寄附者の希望どおりの市のさまざまな事業に寄附が使われているというのがわかりましたが、自治体の中には経費を引いた残りを基金として積み立てる自治体もあります。また、貧困家庭、これは福祉文教委員会で視察も行きましたけれども、文京区で食料を供給する配食サービスの運営経費を財源として、これも新聞に載っておりましたけれども、返礼品なしということで約４００人ぐらいがおられて、当時は２００人の方々に配食サービスをされておりましたけれども、いろいろな課題もあるんですけれども、今回こういう形で、ふるさと納税で返礼品なしということでかなりの金額が集まって、全世帯に配食サービスができているというようなことで、ガバメントクラウドファンディングという積極的に利用している例もありますし、現在、３割規制等で総務省からいろいろ、それからまたマスコミでも騒がれておりますけれども、総務省の指針を遵守しながら、新たな事業展開として、このふるさと納税制度を活用し、さらなる事業の推進を行っていただきますよう要望して終わります。
○委員長
　次に、同じくふるさと応援寄附事業について、城丸委員の質疑を許します。
○城丸委員
　３番目ということで、あまりだぶらないようにしたいと思いますけど。このふるさと納税というのが、大体平成２０年度から始まったんですけど、このときに確か先ほど答弁もありましたけど返戻金なしでした。それで、そのときたまたまレース場にいた関係で、オートレースの賞金は飯塚から出ているけど、選手で市外に住んでいる方が多いということでぜひ協力をしてくださいということで、いまだに協力していただいていると思いますけど、協力をしていただいて、それでも２００万円弱ぐらいしか集まらなかったというふうに記憶はしております。そういう中で、昨年度、２９年度が５億２１００万円ということで非常に感慨深いというか、びっくりしているというか、皆さんが努力されてからやっぱり頑張られたなという感じはします。

それで、特に２８年度、先ほどの質問にもありましたけど、２８年度から３倍ぐらいにふえているという、この一番大きな要因はどこだと思いますか。
○まちづくり推進課長
一番大きな要因といたしましては、先ほども市内の事業者の方のご協力、ご尽力もいただきまして、やはりお礼の品の拡充、これがまず挙げられるのかなと考えています。そしてまた、寄附申し込みのサイト、さとふる導入先進地の事例等もいろいろ取り入れまして、寄附申し込みサイトを充実させていったという形の部分が大きな要因と考えております。
○城丸委員
そういう宣伝等で努力をされたというのはよくわかりますけど、ふるさとを応援するというよりは、返戻品を楽しみにというほうが私は多いのではないかという感じはします。ほかのテレビ等で言うコメントも何かそういうことが多いようです。それで、決算成果表の中、先ほど答弁があったとは思いますけど、人件費を引いた２億９３０９万７千円、その中に返戻品の額は具体的に幾ら入っているんでしょう。
○まちづくり推進課長
返戻品につきましては、寄附金の約４１．３％という経費になっております。
○城丸委員
今、皆さん御存じだと思うんだけど、総務省の中でそういう返礼品の過当競争、本末転倒しているということで、税法改正まで行くのではないかというふうなことで言われておりますけど、４１％ということで明らかにこれは３０％超えているということですよね。昨年度は４１％ということで、３０％超えていたというところだと思いますけど、返戻品は何種類ぐらいあるんでしょうか。
○まちづくり推進課長
申しわけございません。先ほどご答弁しました約４１．３％の中には送料の部分も入っておりまして、純粋なお礼の品、返礼品につきましては大体３割をキープしているという状況でございます。また、返戻品の種類でございますが、平成２９年度末で登録数が４６４件となっている状況でございます。
○城丸委員
総務省の指針も、今言われている３０％というのも、どこまで入っての３０％かというのはよくわかりませんけれど、とにかく返戻品だけのことで言えば３０％以内に収まっているということですね。
それで４６４件ということですけど、その中に非常に定義が難しい、これも総務省が今言っているんですけど、例えば海のないところから魚が送ってくるとか、そういうよそから仕入れて、先ほど兼本委員の質問の中に、市の中で一緒に努力をして、開発して送るとか、そういうのは非常にわかるんですけど、ふるさと納税が欲しいがためによそから仕入れてきて、おいしいお土産品を用意するとか、そういうものがあるのではないかと言われていますけど、４６４件の中に飯塚市以外の特産品というか、飯塚市で調達できないものというのがどれぐらいあるんでしょうか。
○まちづくり推進課長
本市におきましては、特産品という基準ではお礼の品を提供しているわけではございませんが、特産品に当たる品という部分につきましては約１５０品目ぐらいあるという形で調査しております。把握をしております。それ以外のものにつきまして、先ほど来言われます、市のほうでほかの地域からの肉、魚、それからワインとか、そういう加工した分については、現在、総務省からもいろいろご指摘があっていますが、今後、そこら辺の分につきましては、先進地の状況とかも踏まえまして、精査していきたいと考えております。現在、特産品にあたる分に

つきましては先ほど申しましたように、肉、果物、米、卵、お菓子等１５０品目という形になっております。
○城丸委員
　４６４品目の中の１５０品目ということで非常に少ないですけど、何か非常に難しいらしくて、ワインでもレッテル張り直してすればいいとか悪いとか、そういうものがあって非常に難しいらしいんですけど。ただ、総務省が今言っているのは、加熱する返礼品競争に、返礼品は寄附額の３０％以下と。地場産品に限定する制度、それも見直していくという中で、さきの新聞の中で飯塚市は見直しをしなくていいという、見直しをする自治体の中には入っていなかったんですけど、この範囲でやっているということですか。
○まちづくり推進課長
　本市の返礼につきましては、平成３０年６月に返戻率を３０％以下に、先ほど申しました送料等を精査しまして、３０％以下に見直しを行っております。原則市内にある事業者、個人事業主等で製造、加工、生産されている品等、サービスの提供を行っているところでございます。しかしながら、新聞等マスコミ報道の中で今回、具体的に指摘をされた自治体も多く見られております。本市におきましても、今までは大丈夫であったという返礼品が地場産品の捉え方によりまして、一部見直しが必要となってくるのではないかというふうにも考えております。ふるさと納税制度によります収入は地方自治体にとり貴重な財源でございますし、大型量販店が進出する中、地方では小売店等にとりましても貴重な収入源となっております。また、地場産業の育成など地域経済を活性化する制度でもございますので、総務省の指針を遵守する方向ではございますが、現在のところ具体的にご指摘は受けておりませんので、今後、福岡県や近隣自治体等で情報を収集いたしまして、問題がある点につきましては改善する方針で対応を考えていきたいと思っております。
○城丸委員
　来年度の税法改正ということで、もし税法改正が行われた場合、ふるさと納税が減ってくるのではないかと非常に心配をしております。そういう中で、先ほど奥山委員もされたように、返礼品でふるさとを応援していただくというよりは、使い目的、６つあったんですかね、使い目的によって応援してもらうという方向もあっていいのではないかと。というのは、皆さん御存じだと思いますけど、今、殺処分をされている犬、猫が１万頭以上おるそうです。これに使いますということで、広島県の神石高原町という町がありまして、そこでしたらかなりの、返礼品なしです、殺処分をさせないための保護施設か何かをつくるために使いますということで、そういうのもあったそうなので、そういう返礼品競争だけではなくて、そういう目的をはっきりして、これに使いますからお願いしますとかいうような方法もあるのではないかというふうに思います。
　次の質問ですけど、「寄附者管理システム及び封入・封緘可能な印刷機の導入により、事務の軽減に繋がった」と成果表に書いてありましたけど、具体的にはどういう方法でしょう。
○まちづくり推進課長
　具体的な事務効率の数値については、細かな算出はしておりませんが、システム導入によりまして、寄附者管理、メール受領・配信、また、複数あるサイトデータ集計等の寄附管理業務の軽減、封入可能な印刷機導入、また、受領書等の印刷、封入作業等単純業務の軽減が図れたというふうに考えております。
○城丸委員
　先ほども兼本委員の中で人員体制とか体制強化とかという話がありましたけど、新聞の記事に、熊本県の宇城市というのがありますけど、地震で被害を受けたところですけど。これの中で事務作業の自動化のＲＰＡ（ロボティック・プロセス・オートメーション）というのがある

そうなんですけど、これで非常にふるさと納税に関する事務が、効果があったということが載っていましたけど御存じでしょうか。御存じなら教えてください。
○まちづくり推進課長
　ＲＰＡ（ロボティック・プロセス・オートメーション）につきましては、プログラミング言語やＧＵＩを使用しまして構築したソフトウエアロボットのことでございまして、パソコン上で行うキーボード操作やマウス操作などを自動化することが可能となります。一般的にキーボードやマウスを使って処理する業務やルーチン業務に向いており、人間よりも素早く、正確かつ無駄なく処理することができます。具体的には、メールを受信しまして添付書類、エクセル等の添付書類を開きまして、リスト化されているデータを別ファイルに入力、転記、メール送信するといいました複数のシステムにも対応できております。ＲＰＡが得意とする事務作業といたしましては、キーボード操作の自動化、マウス操作の自動化、画面や文字・図形の判断、異なるアプリ間でのデータの受け渡し、多種多様なアプリの起動・終了、また指定日時に実行可能となる、そういう点が挙げられます。こういうことをルール化することによりまして、繰り返し行う必要性がある、事務量が多い作業に向いていると考えております。質問委員おっしゃられますように、国内では熊本県宇城市が全国初に導入をされております。
○城丸委員
　新聞によりますと、導入費用に比べて非常に効果が高かったということが載っていました。１日の平均の作業時間の短縮ができて、何人分かの労働力も浮かせられたということが書いてありましたけど、この飯塚市において導入を検討されたことがありますか。また、検討する予定がありますでしょうか。
○まちづくり推進課長
　先ほどご答弁いたしました具体的な検討までには至っておりませんが、今後、ふるさと応援寄附事業だけでなく、宇城市の先進地の例を参考に、市全般の活用につきましては関係各課と検討、研究していきたいというふうに考えております。
○城丸委員
　ぜひ頑張ってください。
○委員長
　暫時休憩いたします。
休憩１１：５６
再開１３：００
　委員会を再開いたします。
　午前中に引き続き、８６ページ、総務管理費、地域振興費、コミュニティバスの拡充について、奥山委員の質疑を許します。
○奥山委員
　８６ページということで、コミュニティバスの運行事業について伺います。このコミュニティバスにつきましては、過去に一般質問で何度かさせていただいております。この成果説明書の中にもありますけれども、利用者数の目標値が４万６千人というふうに書かれておりますが、この数値の根拠についてお願いをします。
○まちづくり推進課長
　本市の第２次総合計画におけます定住環境、公共交通の充実に関するところにおきまして、コミュニティ交通の利用者数を、計画の終期であります２０２６年度、平成３８年度までに１０万人とする数値目標を掲げております。現在運行しておりますコミュニティバスと予約乗合タクシーの利用者数の合計が１０万人になることを目標としておりまして、コミュニティバス、予約乗合タクシー、それぞれの過去の利用実績をもとに目標値を割り振っている状況でござい

ます。
○奥山委員
　あと８年ですか、８年で１０万人と。現在、４万６千人に対して２万２千人から２万３千人と。まだまだというところで、今後１０万人になるようにいろいろな施策、また提案をさせていただきたいというふうに思いますのでお願いします。今言われましたように、非常な大きな目標値と思いますけれども、利用者数の増加に向けて、今後コミュニティバスの運行をどのような方針で見直していくのか、お考えをお願いします。
○まちづくり推進課長
　コミュニティバスに関しましては、日ごろより市民の皆様からさまざまなご意見、ご要望が寄せられております。全てに対応することは困難ではございますが、民間交通機関との共存に配慮しながら、できることから改善して市民サービスの向上につなげることが利用促進につながるものと考えております。また、現在のコミュニティバスの運行は今年度から路線を再編した中で、３年間の債務負担行為によりまして事業費が設定されているものでございます。大幅な路線の変更等につきましては厳しいとは考えておりますが、予算の範囲内で見直し可能な部分につきましては、見直し、改善につきまして検討していきたいと考えております。
　また、今年度から市内８地区におきまして、まちづくり協議会が主体となりました運行、また検討が進められている状況でございまして、この買い物ワゴンの動向も踏まえながら、本市におけるよりよいコミュニティ交通全体の体系となるよう、研究を重ねてまいりたいと考えております。
○奥山委員
　今、予算の範囲内で見直しが可能なところはやっていきたいというふうなことですので、よろしくお願いします。
　次に、利用者数の増加を図る一方で、答弁にもありましたように、民間交通機関との関係にも配慮する必要があると思います。現在は市内を運行する西鉄バスと競合する路線はあるのかどうか、お伺いします。
○まちづくり推進課長
　行政が実施しておりますコミュニティ交通事業につきましては、基本的に民間交通事業を補完する性質のものでありますため、本市のコミュニティバスにつきましても、運行当初から路線の決定に当たりましては、民間バス路線との競合について配慮いたしております。なお、平成２７年度から平成２９年度まで実証運行をしておりました街なか循環バスにつきましては、運行区域が中心市街地であったため、路線、停留所の面で、主に西鉄バスとの競合が避けられない状況、実態がございましたので、今年度から街なか循環バスとコミュニティバスの路線を統合、再編いたしまして、概ね民間バス事業者との競合は解消されているものと考えております。
○奥山委員
　街なかということで、当然西鉄バスが走っているのはわかってはおりますけれども、試行的な部分で、なんで走っているところを試行したのかなというふうに思います。例えば、１０本走っている西鉄バスに何本競合しているのか。影響が、例えば１日１０本は少ないかもしれませんけれども、２０本くらい走っているうち１本が競合しているのか、２本が競合しているのか、割合でいくとかなり少ないというふうに思いますけれども、全くこれは質問に入れておりませんでしたので、今後、全てが競合ではなくて、そのうちの時間帯の、年配の方が乗られますから朝一ではなくて１０時前後であるとか、そういう西鉄が少ない時間帯に走っているのではないかなというふうに思いますので、果たして競合に値するのかどうか、パーセントからいくと。というふうに思いますので、また今後検討されるときには、そこも走っていてもいいの

ではないのというような考えがありますので、よろしくお願いします。
　次に、現在、コミュニティバスは利用者が定められたバス停で乗降するようになっております。バス停以外の場所でも乗り降りができる、これも６月議会でちょっとお話ししましたけれども、フリー乗降制、乗るのは難しいかもしれませんけれども、フリー乗降制を採用することについて、どのように、前回６月に言いましたので、その後どういうふうになったのか、お尋ねします。
○まちづくり推進課長
　自治体が運営するバスといたしましては、佐世保市の市営バスが一部の路線でフリー乗降制を採用しているほか、民間事業者では福岡県で西鉄バス、長崎県で西肥バスなどが同様に一部の路線で採用しております。これにつきましては、住宅地や山間部などで採用される運行形態であるため、本市におきましても採用できる運行区間の有無を確認するとともに、当然、国、陸運局、また、安全性の問題、運行事業者との協議も必要となってまいりますので、運行形態を柔軟にすることにより利用を促進するという観点の方策としては、今後、検討材料としたいというふうに考えております。
○委員長
　奥山委員にお願いいたします。決算の審査から若干外れていって、ほかのところに向かっているようなので、その点を踏まえて質問してください。お願いいたします。
○奥山委員
　この事業はより進んで、拡大というか市民の皆様が喜んでいただける事業になるようにということで提案も含めてさせていただいておりますので、ご了承お願いします。
　次に、今のフリー乗降に関してになるかもしれませんけれども、先ほども公用車等のときにもお話しましたように、コミュニティバスの車体に色をつけて、ラッピングを施したりする例があるというふうに聞いています。これによって、コミュニティバスが市民の皆様にとって親しみやすい交通機関であるとともに、日ごろ利用していない市民の皆さんにもコミュニティバスの存在をアピールし、利用促進になるものというふうに思います。このような取り組みを行っている自治体の事例を御存じであればご紹介ください。また、本市においても同様の取り組みはできないのかどうか、お尋ねします。
○まちづくり推進課長
　福岡県内では大野城市、春日市、小郡市、直方市などにおきまして、コミュニティバスの車体に独自の着色や絵柄入りのラッピングをしている事例がございます。質問委員言われますように、やはりＰＲ効果として、着色するまたはラッピングするという効果は期待できるものと考えておりますが、本市の現状といたしましては、運行に使用している車両は委託先の事業者の所有でございまして、コミュニティバスの運行日以外は別の用途に使用されている状況もございます。そのため、ラッピングしたコミュニティバス専用の車両を整備すると、費用面、ラッピング費用等を含めまして車両の購入等の経費を要する課題という点が挙げられます。委員ご指摘のとおり、親しみやすさを演出し、バスの存在をアピールすることは、より一層利用の促進につながるものと思われますので、委託事業者との契約面の問題も含めまして、研究はしていきたいというふうに考えております。
○奥山委員
　最後になりますけれども、昨日、私宛てに市民の代表というふうな方からお手紙をいただいております。これは９月号の議会だよりを見られてなんですけれども、短いですからちょっと読みますけれども、あんな立派なバスステーションがあるのに、我々年寄りにはそのバス停から何時何分にどこに行けるのか、普通のバス停の時刻のように時刻表示をされてはいかがでしょうかと。たまたまバスが来たのでどこに行くバスですかと聞くと、私の行きたい場所とはと

んでもなく方向違いのバスでしたと。どこに行き、何時何分とわかりやすいように表示してほしいと。今回、このバス停留所設置等委託料というところはかなりお金もかけてありますので、市民の皆さんが、お年寄りの方々がわかるようにしていただきたいというふうに思います。利用者に関する目標の達成に向けてさまざまな、今課長がるる言われましたけれども、より市民の皆さんが使いやすいように、また、充実したコミュニティバスの運行としていただきますよう要望して、この質問を終わります。

○委員長

次に、８７ページ、地域振興費、婚活支援事業について、秀村委員に質疑を許します。

○秀村委員

この８７ページ、総務管理費、地域振興費の婚活支援事業委託料５２万９２００円ですか、これについてですけれども、ちょっと前までであったら婚活という言葉をよく耳にしていたんですけれども、最近ちょっとあまり聞かなくなったような気がします。まだ頑張っておられるようですけれども、まずこの委託先、どちらになりますか。

○子育て支援課長

株式会社トーンに委託しております。

○秀村委員

株式会社トーンということですけれども、こちらはフリーペーパーとかを出しているところかと思いますが、この婚活事業、昨年は事業を何回実施し、また、カップルが何組成立したか、お願いします。

○子育て支援課長

昨年は３回実施しております。１０月と２月に婚活パーティー、１１月に親のお見合い交流会を実施しております。参加者数は１０月の婚活パーティーは男性１２名、女性１４名の参加があり、当日に３組、後日のアフターフォローで１組のカップルが成立しております。１１月のお見合い交流会は、男性の親御さん２名、女性の親御さんが４名の参加があっております。２月の婚活パーティーは男性２１名、女性２５名の参加者があり、当日に５組、後日のアフターフォローで２組のカップルが成立しております。

○秀村委員

それなりにカップルが成立しているようですけれども、そのうち成婚したカップルはわかりますか。

○子育て支援課長

昨年１０月に開催いたしました婚活パーティーでカップルになりました１組が、８月に成婚したとの報告を受けております。成婚があったとの報告があっているのは、平成２１年の事業開始から昨年２９年度までに７組の報告があっております。

○秀村委員

それなりの成果は出ているようですけれども、今後はどのような取り組みを考えられていますか。

○子育て支援課長

今後につきましては、婚活パーティーの企画内容及びその後のアフターフォローの充実、また、事業内容を検討し、より多くの方に参加していただき、成婚につながる事業にしていく必要があると考えております。

○秀村委員

委託先がトーンさんということで、催しものの引き出しはいろいろあるかと思います。その後のプライバシー、それとあとトラブルが起きないように、それだけは注意して今後も頑張ってください。お願いします。

○委員長
　次に、８８ページ、総務管理費、交通安全対策費、自転車駐車場管理運営事業その他の成果について、江口委員に質疑を許します。
○江口委員
　成果説明書の３４ページに当該事業について記載がございます。この記載の中で、今年度の成果と課題という中で、「委託業者とは別に職員も平均週２回で巡回を行い、快適に自転車駐車場を利用できるよう場内整理に努めている。また、放置自転車処理の時期を調整し、作業効率の向上を図った」とあります。この一文を読むとそうなんだと思ったわけです。実際に委託に出している現場を見に行くというのは大切なことだと思っています。ただ、それが週２回見にいって、なおかつ場内整理までされているというところなんです。果たしてそこまで必要なのであれば、もしかしたら仕様書のほうを変更して場内整理の回数をふやすとか、そういったことが妥当なのかもしれないと思うわけですが、この点について、どのような経緯で実際に職員が巡回を行うような形にまでなっていったのか、その点についてご案内いただけますか。
○土木管理課長
　自転車駐車場管理委託におきましては、市内４カ所の自転車駐車場及びその周辺を対象として契約しております。仕様書の内容につきましては、施設の管理、清掃業務、街頭指導、駐車場整理、放置自転車対処の対策作業となっております。仕様書で定められております業者の場内整理は７時３０分から１１時までと、１４時３０分から１７時３０分の２回実施されており、職員による巡回につきましては、業者の場内整理が行われていない１１時から１４時３０分の間に実施しております。また、利用者からの苦情等の連絡が入った際には、その都度場内整理の対応を行っております。これは、業者による場内整理がなされていない時間帯において、迷惑駐車となっている自転車の整理を職員で行い、少しでも快適に利用していただけるために、巡回、場内整理を実施しているものでございます。委託内容につきましては、場内の整理がメインというわけではなく他にも業務がありますので、仕様書は適正であると判断しております。
○江口委員
　ご自分たちは、仕様書は適正であると考えておられるというお話ですが、財源を見ても受益者負担はゼロなんです。ある意味やっぱり、利用される方々は利益を得るわけですよね。そういった方々から適正な負担を求めつつ、快適に利用できるように仕様書に回数の追加を行う、ないしそういったことを考えないと、職員が週２回巡回をやって、そして作業を行うということを考えると、ある意味やっぱり人件費というのもばかにならないわけです。やはりそういったことを含めて、この点についてはしっかり考え直すべきだと思いますが、そういった議論は今まではなかったのかどうか、そういった点はどうですか。
○土木管理課長
　先ほども申しましたとおり、巡回作業は春先や新規にご利用になられる方が多い時間帯にするのが主で、職員による巡回整理につきましては、大きな苦情、別件で関係機関への書類提出など行く職員に、その際に立ち寄って見て回るという内容の業務でございますので、通常の業務には支障のない範囲で実施となっております。
○江口委員
　いや、今お聞きしたのは、その見直しとかについて検討、協議をしたことあるのかということなんですが。
○土木管理課長
　今のところ、すみません、検討はしておりません。
○江口委員
　ぜひその分について検討していただきたいと思うわけです。やはり利用される方々にしてみ

れば、快適であるのにこしたことはない。ただし、一般市民からしてみれば、そこに適正な対価がとられているべきであると皆さん方は思うと思われますし、使われる方にとってもそちらのほうがよいのではないかと思っています、市の財政にとっても。ついでにやっているのでというお話ですが、それでもやっぱりコストはかかるのは現実です。そういったことを合わせて再検討を求めます。

○委員長

次に、８９ページ、人権同和推進員費、人権啓発センター等について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

予算書の８９ページ､人権啓発センター及び同和会館管理運営費２１８６万６千円について、お尋ねをいたします。まず、それぞれの施設の設置目的、お尋ねします。

○人権・同和政策課長

同和会館及び人権啓発センターにつきましては、地域社会全体の中で福祉向上や人権啓発、住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を行うものとしての設置目的になっております。

○川上委員

施設は３つあるはずですけれども、それぞれ同じ設置目的ですか。

○人権・同和政策課長

３館とも一緒になります。

○川上委員

それぞれの管理運営にかかわる費用の財源は何ですか。

○人権・同和政策課長

財源につきましては、国からの補助が２分の１、県からの補助が４分の１、合計４分の３の補助金と一般財源で運営しております。

○川上委員

それでは、それぞれの利用者数及び利用料収入がどうなっているか、お尋ねします。

○人権・同和政策課長

立岩会館の利用者数並びに利用料収入につきましては３７９７名で､収入は５万１９００円。穂波センターの利用者数並びに利用料収入は７０９７名で、２３万２６０円です。筑穂センターの利用者数並びに利用料収入につきましては利用者が２８８８名、利用料収入が３万４１３０円となっております。

○川上委員

その数字なんですけれども、この数年間の推移を見た中でどう評価しているか、お尋ねします。

○人権・同和政策課長

利用者につきましては、同和会館並びに人権啓発センターにつきましては、デイサービス事業や各種教室、講座などの市主催事業などが多いため、減免数が多い状況になっております。

○川上委員

この間の利用者数、利用料収入の変動をどう見ているかをお尋ねしています。

○人権・同和政策課長

３館とも減免件数が多い状況になっております。

○川上委員

よく考えてないということですね。それで利用内容、どういった状況かお尋ねします。

○人権・同和政策課長

同和会館、人権啓発センターは社会福祉法で定めた隣保館として位置づけられており、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる地域に開かれたコミュニティセンターとして使用していただくのが隣保館の役割であると考えておりますので、例えば、現在市内３館の隣保館で行っている事業のうち主なものを紹介しますと、周辺地域の方々を対象として陶芸教室、生け花教室、保存食教室、夏休みに行う子ども料理教室、高齢者対象のデイサービス事業などがあります。

○川上委員

そのデイサービス事業の内容、もう少し詳しく説明してもらえますか。

○人権・同和政策課長

デイサービス事業につきましては、隣保館事業の中で６５歳以上の方を対象にした事業であり、介護予防や高齢者の引きこもり対策のため、転倒予防教室やレクリエーションなどを行っております。

○川上委員

そのデイサービスの参加人数、開催回数等についてお尋ねします。

○人権・同和政策課長

２９年度の実績で、立岩会館では月２回から３回の開催で年間２８回、参加人数は３３２名で、1回当たり平均１２名程度になります。穂波人権啓発センターでは月１回から２回開催し、年間１８回、参加人数は４６４名で、１回当たり平均２２名程度になります。筑穂人権啓発センターでは年間１０回開催し、参加人数は２１２名で、1回当たり平均２１名程度になります。

○川上委員

この利用申し込みについては、部落解放同盟や同和会の推薦がなくても、誰でも利用申し込みができるのか、お尋ねします。

○人権・同和政策課長

６５歳以上で市内の方であれば、誰でも参加できます。

○川上委員

それはデイサービスのことですね。その施設そのものの利用について、部落解放同盟や同和会の推薦がなくとも、利用申し込みができるのかということを尋ねたんです。

○人権・同和政策課長

それは要りません。団体の推薦については何も要りません。

○川上委員

市民誰にも開かれた施設ということですね。それでは、職員の配置はどうなっておるかお尋ねします。

○人権・同和政策課長

市内には人権啓発センター２カ所と同和会館１カ所の計３カ所あります。平成２９年度の職員の配置体制としましては、立岩会館には嘱託職員を館長として１名配置で、１７日勤務になっています。また、臨時職員を３名配置し、1名が１０日、2名が１２日勤務になっています。穂波人権啓発センターには再任用職員をセンター長として１名配置し、１７日勤務になっています。また、臨時職員を２名配置し、１１日勤務になっています。筑穂人権啓発センターには嘱託職員をセンター長として１名配置し、１７日勤務になっています。また、臨時職員を３名配置し、１１日勤務になっています。

○川上委員

そこに配置された職員は、それぞれに個人情報について守秘義務が課せられていますか。

○人権・同和政策課長

業務上知り得た情報については守秘義務があります。

○川上委員
　委託業者が定期的にこれらの施設の事務執務室を、机を借りて使うことがあるか、お尋ねします。
○人権・同和政策課長
　週１、２回程度、委託業務遂行の範囲で作業等はされています。
○川上委員
　その委託業者はどこかお尋ねします。
○人権・同和政策課長
　ＮＰＯ法人人権ネットいいづかになります。
○川上委員
　このＮＰＯ法人人権ネットいいづかが施設の事務執務室を、机を借りて使うことがあると、使っているという事実があるわけですね。
○人権・同和政策課長
　仕様書において、地区交流センター及び人権啓発センター等における人権同和啓発事業委託業務遂行に伴う机、いすの使用については使用することができるものとして、使用しております。
○川上委員
　その仕様書は、施設の事務執務室にある机を借りて、週２回程度使えるということを意味しているんですか。
○人権・同和政策課長
　仕様書にはどの部屋の机、いすを使用できるかといった細かい点までは規定はしておりません。
○川上委員
　では、ＮＰＯ法人人権ネットいいづかの職員はどうしてこの事務執務室を、机を借りて使用しているんですか。
○人権・同和政策課長
　業務遂行上の利便性を勘案した結果、執務室内の机、いすを利用するようになっていったものと考えられます。
○川上委員
　仕様書にない行為をこのＮＰＯ法人人権ネットいいづかの職員はしているんだけど、なぜこういうことが放置されているんですか。
○人権・同和政策課長
　仕様書にはどの部屋とはうたっていませんけど、仕様書には使用できるものとして記載をしております。
○川上委員
　では、あしたから私の執務室は市長室にする、そのように決めていいですか。どういうことなんですか。
○人権・同和政策課長
　個人情報の管理で言われていると思うんですけど、そういうおそれがあるということでございましたら、これについては必要な対応等を検討して、改善を図ってまいりたいと考えております。
○川上委員
　今のやりとりでわかったと思いますけれども、仕様書でこの施設の中のどの部屋でも自由に使っていいという仕様書になっているわけです。そしたら委託業者が、この部屋が便利だから

と言って、事もあろうに個人情報が集中する事務執務室に自分の机を置いて、週２回もです、定期的にそこで作業をしているわけです。委託業者が、この部屋を使いたいと言えば貸せますということになっていると判断するのはおかしいでしょう、その仕様書を読んでも。直ちに改善してもらいたいと思います。それでとりわけ、この間に個人情報の保護が適正であったかどうかについて調べてもらいたいと思います。答弁を求めます。

○人権・同和政策課長

地区交流センター及び人権センター等も市の施設であり、個人情報の管理、保護には十分配慮して執務に当たっているところですが、今、委員指摘のように情報漏れのおそれがあると、配慮が足りないというご指摘を受けましたので、これを重く受けとめて改善等を図っていきたいと思います。

○川上委員

人権啓発センターについて言えば、その施設を、公共施設を利用者が安心して安全に使えるようにするというのは大前提です。だからもうきょうから、第三者が自分の思うがままに、自分の好きな部屋を使って仕事ができるという姿は直ちにやめさせてもらいたいと思います。同時に、人権ネットいいづかについては、みずからが業務上必要のない情報に触れるようなところに入り込むべきではないということも言ってもらいたい。この間、私、筑穂の人権啓発センターに行ったけれども、部屋はがら空きなんです。お金もたっぷり委託料を払っているではないですか。１時間何百円の使用料を、そこがどうしてもいいというのであれば、お金を払って会館を借りてください、部屋を。すると、利用料収入だって上がるではないですか。

○委員長

次に、９０ページ、総務管理費、男女共同参画推進費、女性相談事業における各種相談の状況及び対応について、江口委員の質疑を許します。

○江口委員

９０ページの中に、法律相談弁護士謝礼金、また、女性の悩み相談員謝礼金等がございます。これに関連して、相談事業についてお聞きしたいと思います。まず、各種相談事業について、相談の内容及びに相談者の状況についてお聞かせください。

○男女共同参画推進課長

男女共同参画推進課が所管します女性相談事業につきましては、市内に在住、在勤、在学する女性を対象に、女性を取り巻くさまざまな悩みについて専門相談員に相談し、助言、相談をもとに問題解決に向けたエンパワーメントにつなぐことを目的に実施する事業でございます。相談の種類としましては、女性弁護士による法律相談、女性相談員による一般相談、また、労働者支援事務所の専門相談員によります就業支援相談、職場における課題等に係る職場の悩み相談の４種類の相談事業に取り組んでおります。事前予約や予約優先の受け付けをさせていただいておりまして、内容としましては面接形式によって実施させていただいております。平成２９年度の主な相談事業の実施状況につきましては、法律相談の利用者数は４４名、一般相談では４３名となっております。相談者の状況につきましては、法律相談では、相談内容は夫婦の問題が一番多く、次に相続に関すること、次に親族に関する内容というふうな順になっております。また、相談者の年齢構成としましては、４０代、６０代、７０代以上の順となっております。次に、一般相談につきましては、夫婦の問題、ＤＶに関する問題、親子の問題の順になっております。これらの年齢構成につきましても、法律相談と同様に４０代、６０代、７０代以上の順になっております。また、相談日以外にＤＶ相談等で来庁される方もいらっしゃいますが、その場合は担当課職員がお話をお聞きしまして、その方の状況によって県の嘉穂鞍手保健福祉環境事務所や警察、関係課へつなぐなどの対応を行っております。

○江口委員

ＤＶの相談もあるというお話でございますが、両親のＤＶの現場を子供が目撃すること、これは面前ＤＶといって、児童虐待の１つの部分になります。そういった部分に関しての相談があった場合、それに関してはどのような対応をとられていますでしょうか。
○男女共同参画推進課長
実際にお子さんをお連れになって相談に来られる方もいらっしゃいます。また、お話をお伺いする中でお子さんがいらっしゃるということがわかることもございます。子育て中の方のＤＶ相談につきましては、基本的には子育て支援課に配属されています相談員につなぎまして、母子にとって必要かつ適切な対応を図ることができるように、子育て支援課と連携を図っております。
○江口委員
きちんとした対応がとられているということで安心しました。ただ、相談者の年齢構成、４０代、６０代、７０代というお話がございました。やはり一部偏っているのかなという気がいたします。若年者でも相談を抱えている方はいっぱいおられるはずなんです。そしたら、そういった方々へどうやってアプローチをするのか、相談に来やすい形をつくるのか、そういったこともあわせて検討していっていただきたいとお伝えしておきます。
○委員長
次に、９１ページ、本庁舎建設費、新庁舎建設事業における障がい者駐車場の整備について、兼本委員の質疑を許します。
○兼本委員
障がい者駐車場はどういった基準で整備されているのでしょうか。
○総務課長
正面駐車場に整備いたしました障がい者駐車場につきましては、福岡県福祉のまちづくり条例における車いす使用者用駐車施設に係る整備基準でございます、最低１カ所以上、建物出入り口等への経路の距離ができるだけ短くなる位置に設置などの条件を満たしております。また、平成２４年度策定の新庁舎建設基本計画におきまして、車いす用２台、県の事業として行っております「まごころ駐車場」を２台、また、市の事業として行っております「思いやり駐車場」を４台から５台、計８台から９台としておりまして、今回の正面駐車場工事におきまして、８台分の障がい者駐車場を整備しております。これに有料駐車場の１台を加えまして、計９台分を確保しておるところでございます。
○兼本委員
それでは、この障がい者駐車場の建設費用は幾らぐらいかかったのでしょうか。
○総務課長
契約金額は税込み４２９５万１６００円となっておりまして、そのうち、障がい者駐車場分を案分いたしますと約２５１０万円となっております。
○兼本委員
実際に建築している段階を、私、見たことあるんですが、地中約２メートルぐらい掘り下げて、随分立派な基礎を打たれて、ポールをかなり立てられて、そして屋根も立派な屋根がつくられていると思います。なぜあそこまで立派な、例えば構造が必要であったのか、もう少し簡単なものでもよかったのではないかというふうに思うんですが、どのようにお考えでしょうか。
○総務課長
今回の障がい者用の駐車場につきましては、意匠的、デザイン的には柱と屋根で構成したシンプルな形態といたしまして、庁舎敷地全体の構成と調和するようトータル的にデザインされております。さらに、庁舎に近接して配置することによりまして、庁舎まで雨にぬれずに移動できるよう利用者に優しい設計といたしております。構造的には屋根が鉄筋コンクリート、柱

は鉄骨造で、庁舎本体と同程度の耐久性を有し、耐震安全性についても一定の基準を満たしており、地震や台風などの災害にも強い設計となっており、今回の障がい者用駐車場として採用したものでございます。
○兼本委員
今、答弁いただいた中でちょっと質問させていただきたいんですけれども、まず１点が庁舎本体と同程度の耐久性を有しなくてはいけないぐらいのものをつくらないといけなかったのかということなんですが、どうお考えでしょうか。
○総務課長
庁舎の建設に当たりましての基本コンセプトの１つに、災害に強い庁舎というのがございまして、これに沿った形で整備をさせていただいております。
○兼本委員
ちょっと私、理解に苦しむところがあるんですけれども。それは、要は市としてそういった設計をしてほしいということでされたということになるんですか。
○総務課長
そのとおりでございます。
○兼本委員
２５００万円というと、大体一軒ぐらい家が建つぐらいとあまり変わらないぐらいの金額と思うんです。例えば、その設計が出たところで、ここまでかからないけれどもこうやってできるというようなパターンの部分を考えるとかいうことはできなかったのでしょうか。
○総務課長
設計に当たりまして、設計業者から提出された設計をもとに採用しておりまして、ほかの案については考えておりませんでした。
○兼本委員
というと、予算としてもその２５００万円ほどというのがもう当初からそのようにお考えであったということでよろしいですか。
○総務課長
そのとおりでございます。
○兼本委員
今、実際にでき上がっているわけなんですけれども、障がい者駐車場について、駐車場の枠の幅についてなんですけれども、非常に狭く見えるんですけれども、どのようにお考えでしょうか。
○総務課長
おっしゃるとおり狭く見えます。障がい者用駐車場につきましては、先ほど述べました福岡県福祉のまちづくり条例における整備基準の１つでございます、駐車場枠の幅につきまして、基準では３５０センチメートル以上の幅となっております。この条件は満たしておりますけれども、視覚的には、実際に見た目的には駐車幅が狭く見えるために、実際にタイヤがゼブラゾーンにかかって駐車している車も見受けられます。今後、利用者の声なども聞きながら対応を考えてまいりたいと考えております。
○兼本委員
私は、この駐車場は障がい者の方が使いやすいことが第一だと思うんです。庁舎と同じぐらいの耐震性が必要なのかもしれませんけれども、一番は使いやすさだと思うんです。今、この柱が建っていて、確かに幅を測ると２メートル、駐車スペースが２メートル５０センチぐらいですか、ゼブラスペースが１メートル４０センチあると言われているんですけど、私ちょっとさっき測ってきたんですけど、柱の内側から車線の、車ですから大体内側にとめますよね。２

メートル４０センチぐらいしかないのではないかなと思うんです。先ほど言われたその２．５メートルというのが全体でとられていても、その柱があることによって、それだけ幅が狭く、有効スペースが狭くなっているのではないかというふうに思っているんです。逆に、もっと軽い屋根の部分でつくっておけば、そこまで柱が必要ではなくて有効に使えたのではないかというふうにも考えるんですけれども、おそらくちょっと狭いのではないかという話が出てくるのではないかと思います。それと、車いすが例えば後部座席から出るときって左側でしょう。ですよね。右側は、バックでとめるとポール側になるんです、出る方が。頭から突っ込まないと左側に出られないような、おそらく設計ではないのかなと思うんです。多分、ポールがあるからすごく出づらいのではないかなと、柱があってと思います。おそらくそういったことで使いづらいとかいう声が出てくるかもしれませんので、できれば対応の検討をお願いしたいのと、やはりコストパフォーマンスにすぐれた事業を進めていっていただきたいと、今後のこの計画に当たりまして、それを要望して終わりたいと思います。

○委員長

次に、同じく９１ページ、庁舎建設費、来庁者駐車場周辺整備工事の時期及び設計について、江口委員の質疑を許します。

○江口委員

私も駐車場関係なんですが、第三駐車場、今有料駐車場として使われているあの駐車場についてお聞きしたいと思っています。というのは、実際にスタートしたのは確か春先であったかと思います。それくらいですよね、２月ないし３月ですよね。やっぱり庁舎が立ち上がったのが５月でした。やっぱり非常に遅くなったと思ってはいるんです。これ、もっと早くできなかったのかと思うわけなんですが、その点はいかがですか。

○総務課長

平成２５年に策定いたしました第二次行財政改革前期実施計画では、新庁舎建設事業におきまして、平成３０年度に有料化の工事を実施しまして、有料化を行うこととしておりました。しかし、昨年５月８日の新庁舎への移転以降、駐車場が満車になる状態が頻繁に発生している状態でございまして、６月議会におきまして質問委員からもご指摘を受けておるところでございました。多くの市民の皆様にご迷惑をおかけしておりましたので、新庁舎への移転後、来庁者駐車場の整備が全て終了する平成３０年度末まではある程度の駐車場の混雑は想定しておりましたが、予想を上回って渋滞が発生したため、税の申告時期には深刻な駐車場不足が見込まれました。このため、計画を前倒しいたしまして、平成２９年の９月議会に駐車場有料化のための整備予算を計上させていただきまして、１２月議会で有料化のための条例整備を行い、本年３月１日から駐車場の有料化を行ったものでございます。

○江口委員

前倒しはしていただいたんですが、それでもやっぱりかなりの時間がかかったんだと思っています。他方でもう１つは、駐車場整備に妥当なコストかどうかだと思うんです。予算的には３千万円近くの予算が組んであったかと思って記憶しておりますが、あの駐車場の整備に関しては、現実に決算としてどのぐらいかかったのか。内容も含めて、内訳も含めてご案内ください。

○総務課長

有料化の幹線設備の整備工事につきましては、契約金額が２６１６万８４００円で、その内訳は、設計金額からの案分で申しますと、構内の配線など電気設備工事が約３６０万円、監視カメラが約１３０万円、駐車場管制設備が１９５４万円、管制設備設置に係る基礎工事等が１７３万円となっております。その他看板設置が２９万７千円、看板照明設置が１１万６千円、一部フェンスの増設工事２１万６千円を含めまして、総額約２６８０万円が有料化整備に係る

費用となっております。
○江口委員
　２６８０万円というお話でございます。民間が駐車場経営をするときに、あのサイズの駐車場で同じような金額をかけるかというと、果たしてどうなんでしょう。その点に関してはやはり多くの市民の方からも、そんなにするのというのが正直なところだと思っています。また、先ほど兼本委員から質問のあった、障がいのある方々への駐車場、また、今工事中のそれ以外の一般の方向けの庁舎前の駐車場についても金額が大き過ぎるのではないかという指摘があっているところであります。それだけ大きな金額をやっぱりしなくてはならなかったのかどうか、やはりそこの部分で何らか、やっぱり民間の感覚で、やっぱりこのぐらいだよねというふうな設計をしなくてはならないかと思うんです。そういったところに関しては、何らかの協議、そういった論点での話とかはなかったのかどうか。また、あわせて今回２６８０万円という分が決算として出てきているわけですが、それについては妥当なものであったと考えるのかどうか、それについてはいかがですか。
○総務課長
　駐車場有料化に伴います管制設備の整備工事につきましては、公共建築工事積算基準に基づく設計によりまして、９者による指名競争入札を経て決定しておりますことから、適正な設計による適正な費用であったと考えております。
○江口委員
　公共建築の工事積算基準が民間と比べて妥当であったかどうか、それをやはり出す前に、きちんと検討した上で本当にこれだけ使っていいものかどうか。民間であったら当然考えると思うんです、これだけ使うんだけれどちゃんとペイするのかどうか、何年で元を取るんだろうと考えると思うんです。それだけの金額があったらやっぱり、別な仕事ができると思うのが民間であると思います。それは行政であっても同じでなくてはならないと思います。なおかつ、実際にできましたと、使っていますと。使う中で支障が出てきている部分があるかと思うんですが、何らかの苦情等はお聞きでしょうか。
○総務課長
　有料化以降、若干クレームの数は減っておりますが、確かに混雑するときが一時的にはございます。そのときにはクレームのお声をいただいております。
○江口委員
　混雑するときもあるんだけれど、やっぱり出口が、あそこ１カ所というのもやっぱり問題があると思っているんです。というのは、２０１号線のほうに出たい車がずらっと数珠並びにつながっていると、出口で右折する車がいると、ここだけでゲートの前で止まってしまうわけです。一遍、１５分ぐらい待ったことがあるわけです、駐車場の中で。これ、のがみ側に出入り口が１つあると全然違うんです。そういったこともあわせて、整備をしていっていただきたいと思っています。実際には本庁舎前の駐車場がオープンしたら、一旦クローズにしてというお話ではありますが、そのときにあわせて、そういったこともしっかりと検討していっていただきたい。また、駐車場を有料にして使っていないときに収入を上げる、これは大切なことだと思っています。そういったことも、本庁舎の前の駐車場もあわせて考えていただきたいとお願いをしておきます。
○委員長
　暫時休憩いたします。
休憩１３：５７
再開１４：１０
　委員会を再開いたします。

次に、９１ページ、総務管理費、諸費、自治会のあり方について、兼本委員の質疑を許します。
○兼本委員
それでは、９１ページ、総務管理費、諸費、自治会加入促進事業費についてお尋ねします。その中でも自治会のあり方についてちょっと質問したいと思いますが、まず最初に自治会加入促進事業について、どういう事業を行っているのか、教えてください。
○まちづくり推進課長
自治会加入促進事業費につきましては、まず自治会啓発用の加入チラシ、のぼり旗、啓発物等を作成いたしまして、各地区交流センター等に設置しております。いわゆる啓発物の活用をしております。また、転入・転居者への呼びかけにつきましては、自治会加入促進の事業といたしまして、転入・転居手続に本庁、支所に来庁された方々に、自治会加入パンフレットにより説明を行いまして、自治会加入を促しております。その中で自治会長の訪問を承諾された方々につきましては、その情報を自治会長にご提供いたしまして、自治会長が転入・転居者のご自宅を訪れまして、自治会加入についての説明を行い、市のごみ袋セットを進呈しております。また、新設マンションや新興住宅地におきまして行います会合につきましては、各自治会と連携いたしまして、自治会への加入をお願いしている状況でございます。各地で行われていますイベントにつきましても、市の事業、また、各地区まちづくり協議会のイベント等で自治会加入出張ブースを設置いたしまして、自治会加入促進、パンフレット、また、啓発用品、タオル、ティッシュペーパー等を配付いたしまして、加入についての周知に努めているところでございます。自治会連合会としましては、今年度から再度、自治会加入率向上に向けました部会を設置いたしまして、加入率向上に向けた協議をともに進めている状況でございます。
○兼本委員
この自治会加入率なんですが、この事業を行って、その後状況としてはどうでしょうか。
○まちづくり推進課長
直近３カ年の状況でございますが、現在の自治会直近３カ年の加入率の状況としまして、平成２７年度６２．３％、また、２８年度が６０．８％、２９年度が６０．３％と微減傾向にある状況でございます。
○兼本委員
そこで、今後の自治会のあり方についてお尋ねしたいんですけれども、これはちょっと今回の災害を私も経験して思ったことなんですけど、要援護者を含めまして、地域の方が多く避難所に今回避難されてきたわけなんですけれども、避難指示の発令に対してどうしたらいいかわからず家にいた市民の方も多かったというふうに聞いております。また、避難してきた要介護者の中には自治会に加入していないため、避難してきた方がどこの誰だかわからないなどの事案もあったというふうに聞いております。このような事例からもおわかりのように、災害面においてもこの自治会加入の必要性というのは喫緊の課題だということがわかったんですけれども、なぜ飯塚市の住民は自治会に加入しないというふうに思われますでしょうか、お伺いいたします。
○まちづくり推進課長
内閣府の平成２２年度国民生活選好度調査によりますと、自治会に加入しない理由といたしまして、上位から、まず１番目に「忙しく活動に参加できない」、２番目としまして「どんな活動をしているのかわからない」、いわゆる自治会のことをよく知らない。３番目としまして、「役員等の責任を負うのが面倒」という形になっております。また、地域に長くいない、近所付き合いが煩わしい、会費を払いたくないなども報告されております。本市におきましても、先ほど申しました自治会連合会のほうで検討部会等を以前設置して協議した経過もございますが、

大体、今の内閣府の調査と同じような理由であるという形で分析をしております。平成２６年度に自治会連合会の中で、先ほど申しました自治会検討会議を行って、さらに今年度、また自治会連合会の中で部会を新たに設置しまして、自治会加入についての検討を行っている状況でございます。先ほど申しましたように、本市の自治会に入らない理由といたしましても、内閣府の調査と同様に、忙しくて活動に参加できない、また、自治会のことがよく周知できていないという点、合わせまして役員等の高齢化によります役員の担い手不足という点が主に挙げられるかと考えております。

○兼本委員

確かにその辺りが要因だと私も思います。よくある話が、例えば街灯の件なんかもそうなんですけれども、ここがどのような、管理がどうなっているのかとか、そういったこともやっぱり御存じない方って非常に多いと思うんです。先ほど説明会とかされているということを言われていましたけれども、この辺りのこととかも具体的にやはり説明してあげたほうがいいのではないかということと私は思っております。それからあと、先ほど言われました役員等の責任を負うのが面倒であると。これを極端に言うと、町内会費と役員としての仕事を分離してしまうとか、もしくは町内会の業務のスリム化を考えるとかということを、ちょっと考えられたほうがいいのではないかというふうに思っておりますので、ぜひ今年度、また進められるときに、なるべくやはり１００％入っていらっしゃったほうが、地域の皆さんも顔も覚えられますし、先ほど言いましたような災害時とかにも迅速な対応がとれると思いますので、ぜひお願いしたいというふうに思います。

○委員長

同じく９１ページ、諸費、転入者への訪問承諾書について、並びに自治会加入率について、奥山委員の質疑を許します。

○奥山委員

兼本委員とだぶらないようにお伺いをしたいと思います。先ほどもありましたけれども、転入者に記入していただく訪問承諾書について、どのようなものなのかご説明をお願いします。

○まちづくり推進課長

先ほどと若干重複いたしますが、転入・転居者に対する自治会加入促進の事業といたしまして、転入転居手続に本庁、市民課、各支所の市民窓口課に来庁された方々に、自治会加入のパンフレットによりまして、自治会のメリット等をご説明させていただきまして、自治会加入を促しております。その中で、先ほど申しましたが自治会長等からの訪問を承諾された方々につきましては、訪問承諾書に氏名、連絡先等をご記入いただきまして、その情報を自治会長にご提供しております。自治会長等が転入・転居者のご自宅を訪れ、自治会の説明、また、加入のお願いを行っている状況でございます。

○奥山委員

次に、転入・転居者と承諾書を記入された方の件数について、お答えをお願いします。

○まちづくり推進課長

この転入・転居者の訪問承諾書、自治会加入促進、先ほど申しました取り組みにつきましては、平成２７年度から開始をしております。平成２７年度転入者３９４１人、転居者３８２５人、うち説明ができた方々が１３８９人、そして、訪問承諾書をいただいた方が５８０人。次に、平成２８年度につきましては、転入者３４５７人、転居者が３０４３人、このうち説明をできた方々が１３７４人、承諾書をいただいた方が５４０人となっております。昨年度、２９年度につきましては、転入者３６７９人、転居者が２８９３人、説明者が９５１人、うち訪問承諾書をいただいた方が４７５人となっております。

○奥山委員

説明できた方、ちょっと計算しますと、２７年度が３５．２％、それから２８年度が３９．７％、２９年度が２５％の方に説明ができています。そのうち承諾書を記入いただいた方が、２７年度は４１．７％の、先ほどもおっしゃった５８０人、それから２８年度が３９．３％で５４０人、２９年度はちょっと高くなりまして、４９．９％の方が承諾書を記入いただいているということで、これを持って各自治会の自治会長が訪問して、加入を促進されているというふうに思いますけれども。その促進の中身が、先ほどありましたように２７年度が６２．３％、２８年度が６０．８％、２９年度が６０．３％ということで、だんだんだんだん低下してきておるということを踏まえて、これでいいものかどうかということになりますけれども、ちょっと私の質問を飛ばしますけれども、今回、やっぱり自治会に加入されて、隣に誰が住んであるというようなところも重要になってこようかと思います。今回の台風で大阪府の岸和田市、テレビを見られた方もいらっしゃると思いますけれども、地域の若い方々が協力されて、災害を受けられた方々の廃棄処分をされるようなものを、みんなで対応をされておりました。これは、１つは、地域の祭りごとが、大きな全国的にも有名な祭りがありますけれども、そういうふうにコミュニティが形成されておるというふうに思います。こういう不足な事態に地域ぐるみで柔軟な対応ができるのも、１つは自治会、コミュニティを形成することが重要だというふうに思います。この自治コミュニティを確立することで、防災、防犯、福祉等のあらゆる面で必要不可欠になってくるというふうに思います。自治会加入率向上のため、また今後も継続して地域コミュニティの活性化に向けて努力いただきますよう、要望して終わります。

〇委員長

次に、９４ページ、戸籍住民基本台帳費、コンビニ交付等について、江口委員の質疑を許します。

〇江口委員

この質問については取り下げます。

〇委員長

同じく９４ページ、戸籍住民基本台帳費、カード発行と周知方法について、奥山委員の質疑を許します。

〇奥山委員

連続ですいません。次に、マイナンバーカードの発行、随分前に大きく発表されておりまして、最近はどのようになっているのかなということもお伺いをしていきたいというふうに思います。まず、本市のマイナンバーカードの交付状況についてお伺いをします。

〇市民課長

マイナンバーカードの交付状況でございますが、総務省が平成３０年７月１日現在の国の全人口に対する交付枚数率を発表しており、その数字は１１．５％でございました。本市のマイナンバーカード発行状況ですが、平成３０年９月１日現在１万７３５８枚で、人口に対する交付率は１３．４％となっています。これは、県内では岡垣町、糸島市、大牟田市、新宮町に次ぎ、県内５番目の交付率となっております。

〇奥山委員

全国でも１１．５％、本市が１３．４％ということで福岡県内でも５番目と。かなり高い交付枚数になっているということでしょう。なかなか進んでいないというのが実際だというふうに思います。まだまだそのマイナンバーカードで利用が、大きな利用があればもっと進むのだと思いますけれども。本来５０％ぐらいはあるべきかなというふうに思っていましたけれども、交付率の低い要因について、どのようなこと考えられるかお願いします。

〇市民課長

これまでも、国もマイナポータルのスタートや各種メディアを利用した広報、パソコンやス

マートフォンからのオンライン申請など、さまざまな普及策をとられております。本市におきましても、市報や市のホームページの掲載、本庁１階エントランスモニターでの政府広報の放映を初め、ポスターの掲示を行うなど情報発信に努めておりますが、現在のところマイナンバーカードは身分証明書、コンビニ交付が主な活用法となっております。例えば、２０２０年をめどにマイナンバーカードを健康保険証の代わりとして利用できるよう、厚生労働省が準備を進めているように、独自利用が拡大し、カードを持つことによって利便性が向上することが交付枚数の増加につながるものと捉えております。

○奥山委員

１枚のカードで利活用がふえていけばというふうに、私も財布の中にかなりカードが入っておりますので、また１枚プラスというと結構なものになりますので、１枚のカードでいろいろなものに使えるようになってくるのを望んでおります。

そこでちょっとまたお伺いしますけれども、マイナンバーカードは初回が無料となっておりましたけれども、無料申請の期間は、実際はあるのかどうか。

○市民課長

質問委員のおっしゃるとおり、初回無料との規定があるのみで、現在のところ無料でなくなるという期限はございません。

○奥山委員

次に通知カード、紙のやつです、通知カードを受け取って３年近くたっていますので、マイナンバーカードを提示する機会のない方は今でもカードの申請が無料でできておるという認識がないのではないかと。もう終わっているのではないかというふうに思ってあると思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

○市民課長

委員ご質問のとおり、マイナンバーカードの交付が始まった平成２８年度は、月平均６７８枚の交付がございましたが、２９年度は２８５枚と減少いたしております。しかしながら、平成３０年度も月平均２８０枚と前年同様の交付をいたしておりますので、コンビニ交付に絡めた広報、周知活動は地味ながら功を奏しているものと捉えております。本市におきましては、マイナンバーカードを利用したコンビニでの住民票等証明書発行サービスを実施いたしており、カードの普及はコンビニ交付率の向上につながるものと捉え、先ほど答弁いたしましたが、市報やホームページの掲載を通してのＰＲ、１階のエントランスモニターでの政府広報の放映やポスター掲示を通して､マイナンバーカードの交付率向上に向けた情報発信に努めております。

また、窓口では転入転居の手続をされた方お一人お一人に、先ほどのまちづくり推進課長の答弁にもありましたが、転入・転居のご説明をする際にマイナンバーカード、それからコンビニ交付のチラシを配り、交付の説明を行うなど丁寧な説明に努めているところでございます。さらに、マイナンバーカードの受取窓口につきましては、月１回程度、日曜日に開設するとともに、マイナンバーカードの申請のときに必要となる写真の無料撮影を行い、申請者の方に写真を貼って投函できるような状態でお渡しするなど、カードの普及促進に取り組んでいるところでございます。

○奥山委員

無料の写真等は非常に有効かなと、また、ありがたいなというふうに思います。マイナンバーカードの申請補助サービスも継続していることがわかりましたが、どのくらいで手元に届くのか、お伺いをします。

○市民課長

２、３週間、遅くとも１カ月以内にはお受け取りにお越しいただくように、お知らせのはがきを送付いたしております。

○奥山委員
　次に、先ほどもありました、自治会加入のときにもありましたけれども、転入・転出の際のカードの取り扱い、入ってきたときにどうするのか。また、出ていくときにどうするのかということについて、お尋ねします。
○市民課長
　転入の際にはマイナンバーカードの情報の書きかえを行います。転入後９０日以内にマイナンバーカードの情報の書きかえを行わない場合は、カードは無効となるため、カードをお持ちの方には必ずご持参いただくように説明を加えております。転出の際には、転入手続の際に必ずご持参いただくようアナウンスいたしております。
○奥山委員
　そうですね、せっかくつくったカードが３カ月で無効になるというようなことにならないようにお願いします。
　次に、皆さんお持ちだと思いますけれども、免許証の更新についてはお知らせ通知のはがきが来ますけれども、マイナンバーカードもそれぞれ期限がありますが、どのようになっておるのかお伺いします。
○市民課長
　マイナンバーカードの交付事務は法定受託事務でございますので、国から全国統一した事務処理が示されると思いますが、現時点では通達等はございませんのでわかりかねます。申しわけございません。
○奥山委員
　早い方で２０２０年にカード更新をしないといけないと。あと２年です。そのときには国のほうも何か対策を打つんだろうというふうに思います。
　次に、マイナンバーカード利活用としてコンビニ交付がありますが、コンビニ交付を推進するために、マイナンバーカード申請補助を市で行っていると。広報活動もやっておりますけれども飛躍的にカードの保有率は上がっていないと。１１．３％ということで、先ほども申し上げましたが、カードの利活用がふえて、財布にたくさん入っているカードが統合されるとか、ポイントカードに使えるとか、図書館の貸し出しカードに使えるとか、印鑑証明書と併用できるとか、何か工夫することがないのかどうか、お尋ねします。
○市民課長
　質問委員ご指摘のとおり、市民課ではコンビニ交付に移行する際にマイナンバーカードと印鑑登録証の併用についての検討を行いました。印鑑登録証をマイナンバーカードと併用するには、まずＩＣチップ内の使用領域が異なるため費用負担が生ずること。そして、先ほど委員もおっしゃっていましたが、カードの有効期限の早い方は、これは併用には関係ありませんけれども、コンビニ交付やイータックス等で使用している電子証明書の有効期限が年齢に関係なく５回目の誕生日、早い方は平成３２年、２０２０年２月に更新がまいります。このように、有効期間が切れた場合には印鑑登録証を別に発行しなければならなくなり、混乱が生じることが懸念されるなど課題が多いため、印鑑登録証は登録をされた際に交付をいたしまして、マイナンバーカードはコンビニ交付のためのツールとして活用していただくこととした経緯がございます。委員ご質問にあるように、カードの独自利用が拡大し、カードを持つことによって利便性が向上することが何よりも交付枚数の増加につながるものと捉えております。
○奥山委員
　最後になりますけれども、行政の効率化、それから国民皆さんの利便性を高めて、税と社会保障を初め、公平公正な社会を実現する社会基盤として始められたこのマイナンバー制度ですけれども、いろいろなところに、ホームページ等に載っておりますけれども、このポイントで

住民票等の手数料やコミバスの料金、それから伊藤伝衛門邸や歴史資料館の入館料を支払ったりできれば、マイナンバーカードの発行枚数も倍増するのではないかというふうに思います。本市でもマイナンバーカードの利活用について、担当課に明確にした上で研究開発に取り組むことを要望して、この質問を終わります。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

決算書の８７ページ、総務管理費、地域振興費、まちづくり協議会補助金３１４０万円余についてお尋ねをいたします。この補助金全体のうち、幸袋まちまちづくり協議会については幾らの補助があったのか、お尋ねします。

○まちづくり推進課長

平成２９年度、市の補助金といたしまして２７２万９３４３円、補助金を交付いたしております。

○川上委員

平成２６年度、２７年度、２８年度、２９年度で、この団体の予算規模、ほぼ２千万円ですけれども、このうち市の補助金は１千万円ということでした。決算ではどうなっているか、お尋ねします。

○まちづくり推進課長

平成２６年度の決算額といたしまして約３００万円、２９４万９千円。平成２７年度の決算額といたしまして３０６万７千円。平成２８年度におきまして３５９万２千円。そして、平成２９年度につきましては３４０万５千円。約１２００万円程度となっております。

○川上委員

これに、まちづくり協議会備品等購入費２９４万円余がありますが、このうち幸袋まちまちづくり協議会については幾らであったかお尋ねします。

○まちづくり推進課長

備品購入費につきましては、平成２７年度、２８年度、２カ年におきまして約９３万３千円となっております。

○川上委員

平成２９年度決算にはないということのようですけれども、このように、その団体の予算規模、補助金団体が予算規模の過半を補助金に頼っているということのようですけれども、この団体に該当しますか。

○まちづくり推進課長

幸袋まちまちづくり協会の決算状況を見ますと、自主財源という財源につきましては、一部イベント等の参加者負担金等ございますが、それ以外につきましてはほぼ市の補助金によりまちづくりの事業が展開されている状況でございます。

○川上委員

財政的には市が抱えている団体ということになります。そこで、財政援助団体の監査をしたことがあるか、お尋ねします。

○監査事務局長

幸袋まちまちづくり協議会につきましては、財政援助団体の監査は行っておりません。

○川上委員

財政規模の過半を本市補助金で賄っている団体をなぜ監査しないのか、お尋ねします。

○監査事務局長

財政援助団体監査につきましては、飯塚市から１千万円以上の補助金を３年以上、引き続き

受けている団体を対象としております。このことから、幸袋まちまちづくり協議会につきましてはこの対象から外れております。
○川上委員
　今から明らかにする事実によって、監査委員が特定監査を行うように希望したいと思います。平成２９年度末、ことしの３月ですけれども、この協議会の運営委員会で新たに賛助会員を加えたということでありました。その後、４月に８００万円の寄附をこの団体から受けた経過があります。朝日新聞は９月１９日付の報道によって、この団体、すなわちノーバルソーラーとまちづくり協議会が協定を結んで、この間ずっと非公開としていたことが明らかになりました。この協定の締結について、市の指導や関与があったか、お尋ねします。
○まちづくり推進課長
　市としましての指導、また、援助等はいたしておりません。
○川上委員
　今、まちづくり推進課長の答弁ですけれども、ほかの担当部署の関与はありませんか。
○まちづくり推進課長
　私が知り得る限りは、ないという形で考えております。
○川上委員
　まちづくり推進課長以外の部署の関与がないかと聞いておりますので、課長の答弁ではよくわからないです。
○委員長
　暫時休憩します。
休憩１４：４０
再開１４：４１
　委員会を再開いたします。
○環境整備課長
　その件については、うちのほうからも指導等は行っておりません。関与といいますか、話をして協定書を結んだということはありません。
○川上委員
　朝日新聞９月１９日付報道ですけれども、市は今、２課からの答弁ですけれども、この協定の締結についてはずっと知らないままであったということでしょうか。
○委員長
　川上委員にお尋ねします。直接、決算の内容と外れていっているような気がしますし、ちょっと今年度のことも入っておりますので、その点を踏まえて質問内容を変えていただけるようにお願いしたいのですが、よろしいですか。
　暫時休憩します。
休憩１４：４２
再開１４：４３
　委員会を再開いたします。
　川上委員、もう一度質問を。
○川上委員
　ですから私は、本当に市は知らないままであったのかと聞いているわけです。
○まちづくり推進課長
　はい、私も昨日の朝日新聞で把握をしました。
○川上委員
　あなた方が知らなかったというのであれば、確認をしたはずです。経過、確認しましたか。

お尋ねします。
○まちづくり推進課長
　先ほど質問委員言われましたように、運営委員会の中で話があったという形の分は経過としては確認していますけれど、こういう形の新聞報道の部分のところまでは、昨日まで把握はしておりませんでした。
○川上委員
　聞き方として、どういうことがありましたかだけではなくて、まちづくり推進課長が聞いたのであれば、市の誰と相談したのかと。市のほかの関与はなかったのかということを聞いてしかるべきだと思うけど、そういう調査の仕方はしなかったんですか。
○まちづくり推進課長
　はい、そういう聞き方はいたしておりません。
○川上委員
　この報道によれば、明らかにまちづくり推進課の所管を越えた内容になっていっているわけです。協議会は、事業を計画するノーバルソーラー社の幸袋地区でのメガソーラー建設、操業について、まちづくりや環境保護の観点から効率的かつ円滑な推進に協力するとしていると。これは協定書を、この朝日が、取材した記者が見たということを言っているわけです。であれば、市の都市建設部関係の所管にかかわることもあるんだけど、環境部にかかわることもあります。ここのところについて確認していく必要があるのではないかと思うけど、それはどう思われますか。
○市民協働部長
　担当課長が言いますように、我々もこの新聞報道で初めてこの状況を知った状況でございまして、職員そのものも新聞の報道以外のことは知り得ておりません。ここら辺の事実関係につきましては、今後、まちづくり協議会と確認する必要性があると考えておりますので、今の段階としては、確認はさせていただくように努めますけれども、ちょっと今のところこの新聞の情報しか知り得ておりませんので、それ以上の答弁はちょっとできかねます。
○川上委員
　同協議会によると、下部機関の運営委員会で３月に調印を決定、会社側が事業を進める以上、お互いに理解し合ったほうがまちづくりの発展につながると判断したという報道もあります。それで今、部長が話を聞くと言われたんだけど、誰に聞きますか。この下部機関の運営委員会で調印を決定したとなっているんだけれど、誰に話を聞きますか。
○市民協働部長
　当然ながら、代表者の方とお話しをする、確認させていただくことになろうかと思います。
○川上委員
　この運営委員会の代表者というのは誰ですか。
○まちづくり推進課長
　運営委員会の運営委員長がおられます。運営委員会のトップでありますと運営委員長、それから当然、組織としましてはその上にまちづくり協議会の会長という形になります。
○川上委員
　そうすると、この報道にある下部機関というからには上部機関があるわけですね。その上部機関というのは、まちづくり協議会の会長のことですか。そういう認識で今答弁されたんですか。
○まちづくり推進課長
　組織構成上におきましては、まちづくり委員会の組織としましては、最高議決は総会、その下に運営委員会とか役員会等がございます。いわゆる組織の代表者といいますのが会長、それ

ぞれの運営委員会の運営委員長、また、それぞれの下部になりますと部会の部会長、それぞれ地域の方がそれぞれの部署で、いろいろ議論をされている状況です。
○川上委員
　調査するのであれば、下部機関に対して上部機関があるのでしょうから、それがまちづくり協議会の会長であればその会長に聞くのは当たり前と思いますけど、後で言う理由で下部機関の運営委員全員からきちんと聞くということが必要ではないでしょうか。まちづくり協議会は３月に補助金をもらって仕事をしておきながら市にも報告しない。それから、少なくとも幸袋地区の住民に公表する義務があると思うけれども、それをしていない。今でもしてないんです。このことが補助金団体の振る舞いとして適正であるとお考えでしょうか。
○まちづくり推進課長
　私の記憶の中では、３月の末、中旬以降に運営委員会の中で、先ほど質問委員言われますような承認をしたという報告がございます。しかしながら、先ほど申しましたお金の受領につきましては、新年度、３０年度になってからという形で、私の中では把握しております。そうした状況で、当然決算の中には出てきていない状況かと考えているところでございます。
○川上委員
　それで、調査するに当たっては会長と運営委員全員というのが当然だと申し上げましたけど、同時に、ノーバルソーラーは２９年度中に既に賛助会員になっているわけでしょう。ですから、まちづくり協議会の構成員なんです。ですから、このノーバルソーラーについても直接事情を聞くということが必要と思うけど、ノーバルソーラーはなぜ公表していないんでしょうか。
○まちづくり推進課長
　その点につきましては、申しわけありません、わかりかねます。
○川上委員
　これからの調査の眼目について今お尋ねしてしまったんです。それで、片峯市長もそう思われると思うんだけど、これは明らかに補助金をもらう相手である市に報告すべき事項です。それから住民に対しても報告すべき、別の性格を持って報告するべき事項です。これをいつ公表するということも決めないまま今日まで来ておったのを、新聞で報道されたわけですけれども。つまりこれは秘密協定です。紳士協定ということでかぎ括弧はついているけれど、密約ではないんですか。３月の運営委員会の段階で賛助会員になります。年度が超えれば寄附金を、寄附をします。こういうことになっていたのではないかという疑問を持って調査をする必要がある。この会社は、住民が、多くが反対だと言っている開発をやろうとし、そして飯塚市議会も住民同意のないものについては反対だと、中止してもらいたいという要請書を出し、そして飯塚市長も住民同意のないものについてはやめてもらいたいと言っている、その開発を進めようとしている業者です。この業者は新ＦＩＴ法によって地元コミュニケーションの努力義務を課せられているだけではなくて、法令遵守義務が厳格化されていますから、法令違反があった場合は最高で事業認定取り消しというペナルティーが待っているわけです。飯塚市はこういう悪質な業者の、何と言うか、わがままを野放図に許すわけにはいかないと思いますので、厳格な調査をし、そしてその結果について早急に住民に明らかにする必要があると思います。市長、答弁を求めます。
○まちづくり推進課長
　今、質問委員言われます調査公表の件でございますが、確かに補助金交付団体ではございます。また、現在、我々飯塚市としましても協働のまちづくりを推進する上におきまして、やはり地域の協働のまちの中核となっていただくような形の組織という形で位置づけをしております。しかしながら、各まちづくり協議会におきましては、一任意団体という観点の中で、調査権についてどこまでの部分があるのか、また、それについて公表する、いわゆる任意団体にそ

ういう義務があるのか、そこら辺につきましては専門的な観点から研究した上で考えていきたいというふうに考えております。
○川上委員
　このノーバルソーラーは、茨城県つくば市に本拠を持つ会社で、その母体となる会社というのはパチンコだとかスロットだとか遊技業を行っている会社です。それが、地元の意思に反して緑地保全を、市が指定しているところを強引に開発しようとしている。そういう企業が進出してきて、市が補助金を４年間で１千万円も出している地元の団体が開発に協力すると言っているわけです。そのときに８００万円のお金を、融通を約束していたとすれば事は重大です。ノーバルが８００万円でまちづくり協議会との協定書を買い上げたというふうに指摘されるくらいのことです。だから、きちんと調査する必要があると思います。質問を終わります。
○委員長
　ほかに質疑はありませんか。
（　な　　し　）
　質疑がないようですから、第１款議会費、及び、第２款総務費についての質疑を終結いたします。
　暫時休憩いたします。
休憩１４：５６
再開１５：０８
　委員会を再開いたします。
　次に、第３款民生費、及び、第４款衛生費について、９６ページから１１８ページまでの質疑を許します。まず、質疑通告一覧表に記載されております、１００ページ、障がい者福祉費、児童発達給付の対象者、手続及び周知等について、勝田委員の質疑を許します。
○勝田委員
　１００ページ、社会福祉費、児童発達支援給付費の対象者、手続及び周知等について、お尋ねしたいと思います。この児童発達支援給付の仕組みはどのようになっているのか、お尋ねいたします。
○社会・障がい者福祉課長
　児童発達支援事業は、ゼロ歳児から就学前の未就学の障がい児に対する身近な療育の場を提供する事業でございます。児童発達支援事業は、障がい児の保護者が受けようとするサービスの内容､利用目的等､具体的にどのような利用の意向があるかについて個別支援計画を立案し、通所施設において日常生活に向けて基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行っております。利用者負担については、市から障がい福祉サービス受給者証を取得することで、自己負担額は障がい福祉サービス利用額の１割、かつ保護者の所得の状況に応じて負担上限月額が設けられております。該当負担上限額を超える利用者負担額を支払う必要はございません。
○勝田委員
　次に、児童発達支援事業の対象者ですが、どのような児童が対象となっておりますか。
○社会・障がい者福祉課長
　児童発達支援事業はゼロ歳児から就学前の未就学の障がい児が対象となります。法令における障がい児とは、身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神障がいのある児童、発達障害者支援法第２条第２項に規定する発達障がい児を含めたものでございます。通所給付決定を行うに際し、医学的診断名または障がい者手帳を有することは必須条件ではなく、療育を受けなければ福祉を損なうおそれのある児童を含むものとしております。
○勝田委員

つまり、障がい者手帳を持っていなくてもこれに該当するということでいいですね。児童発達支援に携わる職員の方は、障がいのある子供の発達の状態、あるいは発達の過程だとか特性等を理解し、一人一人の子供の障がい種別、障がいの特性や発達の状況に応じた支援を行うことが当然求められると思うわけです。そこで、本市では支援する側の児童発達支援事業を実施する指定障がい児通所支援事業所において、とりわけ精神的に強い不安や緊張を示す子供に対する支援をするに当たって、そのときの配慮事項はどのようになっていますか。

○社会・障がい者福祉課長

精神的に強い不安や緊張を示す子供に対する支援に当たっての配慮事項といたしましては、活動内容や環境の設定に創意工夫し、情緒のほどよい表出を促すとともに、人とのかかわりを広げていけるようにすることが必要でございます。また、少人数でゆったりと落ち着いた受容的な環境を用意することが必要でございます。

○勝田委員

今、課長が答弁された内容は、児童発達支援ガイドラインの記述内容そのままを答弁されたと思うんですが、発達障がいの子供の大きな特徴の１つに、社会性の確立が困難なことが際立っているわけです。つまり、人間とは、人とのかかわりが苦手であるということが非常に特徴的なところは見受けられます。そこで、精神的に強い不安とか緊張を示す子供たちを支援する場合、保護者からの情報もさることながら、支援計画に基づいた支援内容のモニタリングを継続して実施するだとか、その支援が適切であったかどうかの確認を繰り返し、繰り返し行いながら支援していくとか、そういった具体的な答えを私は期待していたんです。

次の質問に入りますが、このサービスの支援申請手続は、どのようにしたら受けられるのでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

障がい児通所支援にかかわるサービス利用の手続でございますが、障がい児通所給付費などの支給を受けようとする障がい児の保護者が支給申請を行うことになります。手続先は社会・障がい者福祉課､各支所の市民窓口課においてサービスの支給申請手続を行うことができます。市は、支給申請のあった場合は当該申請にかかわる障がい児及びその障がい児の保護者と面接し、その心身の状況、その置かれている環境、その他厚生労働省省令で定められる事項について調査を行うとともに、当該障がい児及びその保護者の障がい児通所支援の利用に関する意向を調査いたします。次に、通所給付決定の申請もしくは通所給付決定の変更の申請にかかわる障がい児の保護者に対して、障がい児支援利用計画案の提出を依頼します。この障がい児支援利用計画案は指定障がい児相談支援事業所が作成しております。市はそのサービスの利用申請にかかわる支給決定を、その後、要否を決定いたします。指定障がい児相談支援事業所は、通所給付決定が行われた後に、指定障がい児通所支援事業者との連絡調整を行うとともに、当該通所給付決定にかかわる障がい児通所支援の種類及び内容等を記載した障がい児支援利用計画を作成しております。その後、サービスの開始となります。

○勝田委員

その際のサービスの周知を、市民の方にどのように行っているのでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

児童発達支援にかかわる障がい児通所支援、特例障がい児通所支援サービスの周知につきましては、障がい者ガイドブック、スペシャルサポートガイドブックを作成しておりまして、それぞれ本庁、各支所の受付窓口で相談に来られた際にお渡しするとともに、保育所などの関係機関にも配付しているところでございます。また、市ホームページにおいても掲示を行っております。また、児童発達支援は早期発見、早期治療が特に重要なことから、健幸・スポーツ課における乳幼児健康診査が４カ月、８カ月、１歳６カ月、３歳児の乳幼児に対して行われてお

りまして、また、乳幼児育成事業における巡回相談を市内保育所、幼稚園、こども園等で巡回訪問を行っております。保健師から、気になるお子さんについては早期に発見して支援に結びつけることも行っております。子供の健やかな成長と保護者の育児不安の解消を図っております。保護者におかれましては、発育にお悩みの際は１人で悩まず、保健師や基幹相談支援センターのスタッフにまずはご相談をいただければと考えております。

○勝田委員

私はこの児童発達支援を行う際に、基本的に子供たちをどんな形で、どんな手法で支援するかを考えるのは最も基本的で大切なことだとは思うんですが、中でも子育てを行う家族に対して、子供の育ちや暮らしを安定させることを基本的に据え、子供本人によい影響を与える家庭の支援のあり方を重視して、今後、このような支援事業をぜひ取り組んでいただきたいということを要望しておきたいと思います。

○委員長

次に、１０１ページ、社会福祉費、障がい者福祉費、意思疎通支援者派遣手数料について、秀村委員の質疑を許します。

○秀村委員

１０１ページ、社会福祉費、障がい者福祉費の意思疎通支援者派遣手数料ですけれども、現在、利用者数はどのような状況になっておりますか。

○社会・障がい者福祉課長

聴覚、言語、音声機能等の障がいのある方に対して意思疎通を支援するため、手話通訳者を派遣し、円滑なコミュニケーションを図ることにより、障がい者の自立と社会参加を促進することを目的とした事業でございまして、平成２９年度では利用登録者５４名、うち２８名の方がご利用されております。なお、ご利用されなかった方は何らかの緊急事態に備えて登録のみ行われたものでございます。

○秀村委員

２８名の方が利用されていなかったとありますが、ご家族の方で対応されてあるのだと考えられますが、派遣回数はどのような状況になっておりますか。

○社会・障がい者福祉課長

派遣回数は２７８回でございまして、全ての依頼に対応しております。なお、利用内容の理由内訳といたしましては､医療機関に関することが１８６件､社会参加に関することが４０件、公的機関に関することが３０件、教育・保育に関することが２２件となっております。

○秀村委員

こうして見ると、医療関係が多いようでございますけれども、医療関係だとやっぱり専門的な言葉とかいろいろございましょうから、大変難しゅうございましょうけれども、利用者の方の使われたご意見、また、どのように把握し、どのようなものがございますか。

○社会・障がい者福祉課長

利用者の意見につきましては、年度当初に利用者説明会を開催しておりまして、意思疎通支援事業の説明を行うとともに、利用者側からのご意見をお伺いしております。また、手話通訳を担う意思疎通支援者側からの意見につきましても、年２回の手話通訳者研修会の折にご意見を賜っております。そのほか、意思疎通支援者派遣事業利用者アンケートや派遣申請に来られた折に個々の意見をお伺いしております。利用者の意見を集約、分析したのち、聴覚障がい者当事者団体であります飯塚市聴覚障害者協会役員、手話通訳を担う意思疎通支援者、事務局となりますＮＰＯ法人いいづか障害児者団体協議会、サン・アビリティーズいいづかの職員、そして市担当課職員など１３名で構成する意思疎通支援者派遣事業運営委員会におきましてご報告申し上げております。この運営委員会は年３回開催しておりまして、研修会の充実や懸案事

項について協議し、事業の円滑な運営を図っております。なお、派遣当日の実施状況につきましては、意思疎通支援者として派遣された手話通訳者からその活動内容について、派遣ごとに報告書から提出されております。
○秀村委員
今までサービスを受ける側の方の話だと思いますが、ここからは行くほうの、派遣されるほうの立場なんですけれども、支援者の登録数はどのようになっておりますか。
○社会・障がい者福祉課長
平成２９年度における意思疎通支援者は２４名登録されております。
○秀村委員
その登録されている２４名の方の年代はどのようになっておりますか。
○社会・障がい者福祉課長
年代でございますが、２０代が１名、３０代が２名、４０代が２名、５０代が５名、６０代が８名、７０代が６名となっております。なお、この２４名の方々の平均年齢は５９．６６歳となっております。
○秀村委員
どこの世界でもそうなんですけれども、ここもやっぱり高齢化が進んで、次の世代の方が少なくなってきているようですけれども、意思疎通支援者派遣事業者の派遣手数料はどのような料金設定となっておりますか。
○社会・障がい者福祉課長
意思疎通支援者派遣事業の手数料は、従事時間単価で２時間までの場合が、手話通訳士６千円、手話通訳者４千円、手話奉仕員２千円でございます。次に、従事時間単価で、２時間を超える場合は、手話通訳士９千円、手話通訳者６千円、手話奉仕員３千円でございます。また、午前５時から午前８時３０分の間、及び午後５時から午後１０時の間に従事した場合は、該当する従事時間単価に１００分の１２５を乗じた額を、午後１０時から翌日の午前５時の間に従事した場合は、該当する従事時間単価に１００分の１５０を乗じた額を支払うこととしております。なお、従事時間は支援者が当該派遣業務に関し、聴覚障がい者等と対面して手話通訳を開始した時間からその終了時間までといたしております。
○秀村委員
では、意思疎通支援者のうち、実際に派遣支援を行った方は何名おられますか。
○社会・障がい者福祉課長
手話通訳を行う支援登録者２４名のうち、実際に派遣支援を行った支援登録者は１５名でございます。
○秀村委員
１５名とのことでしたけれども、２４名のうち実際に派遣支援を行った登録者が１５名、偏っているようにございますが、その理由は把握されておられますか。
○社会・障がい者福祉課長
派遣を依頼する聴覚障がい者の方が、円滑なコミュニケーションを図れる手話通訳経験の豊富な意思疎通支援者の派遣を希望されることや､手話通訳は利用者の生活実態に密着するため、自分のプライバシー情報を特定の意思疎通支援者に限定しておきたい等の理由によるものと分析しております。
○秀村委員
偏っているというのは、人と人ですから好き嫌いも多少、合う合わない、あるとは思いますけれども、特定の人に負担がかからないようにしていただきたいと思っております。
最後に、意思疎通支援者派遣事業における課題点はどのようになっておりますか。

○社会・障がい者福祉課長
　利用登録者の高齢化に伴い、医療・介護保険制度などの福祉サービス利用手続における派遣がふえていくことが見込まれます。次に、経験豊富な意思疎通支援者も同様に高齢化している状況でございますので、意思疎通支援者の後継者育成にかかわる手話通訳の向上などが課題と考えております。また、緊急時の派遣について、支援者と消防署等との連絡手段として、ファクス１１９のほかにメール１１９の登録の推進がございます。最後に、本事業は意思疎通支援者としての手話に対する専門的な知識や高いボランティア意識のもとに成り立つ事業でございますので、利用者のニーズに応え、円滑な事業運営を実施していく上で、利用者と支援者双方の事業に対する理解をより一層深め、信頼関係を構築していくことが重要であると考えております。
○秀村委員
　最後になりますが、ここでは後継者がやっぱり育たないという課題が残っているようでございます。金銭的な面も含めて、次の後継者育成に力を入れていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。
○委員長
　次に、１０１ページ、障がい者福祉費、手話奉仕員養成講座委託料について、秀村委員の質疑を許します。
○秀村委員
　手話奉仕員養成講座委託料でございますが、まず、受講者数はどのような状況になっておりますか。
○社会・障がい者福祉課長
　手話奉仕員養成講座は、聴覚障がい者等との交流促進、地域広報活動の支援者として日常生活に必要な程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成し、意思疎通支援の向上を図ることを目的としております。入門課程２０回、基礎課程２２回を開催しておりまして、入門課程受講者２７名のうち修了者１９名、基礎課程受講者２４名のうち修了者１９名となっております。
○秀村委員
　それでは、講師謝礼金はどのような状況になっておりますか。
○社会・障がい者福祉課長
　謝礼金につきましては、市講師謝礼金予算単価表に基づき、講師については有知識者として１回当たり５千円、助手については１回当たり３千円として、入門課程、基礎課程の全４２回分を積算いたしまして、ほかの諸経費と合わせて委託料として支出しております。
○秀村委員
　それでは、手話奉仕員養成講座受講後の、活動の場の提供はどのようになっておりますか。
○社会・障がい者福祉課長
　市内には飯塚市手話の会が組織されておりまして、飯塚地区、穂波地区、筑穂地区それぞれで活動が行われております。また、手話奉仕員養成講座では、各回、受講受け付けや講義のサポートを行っていただいておりまして、講座受講終了後、手話の会への参加へとつなぐ機会提供を行っております。
○秀村委員
　手話奉仕員養成講座の事業における課題点はどのようになっておりますか。
○社会・障がい者福祉課長
　手話奉仕員養成講座の講義を実施するに当たって、障がい当事者が手話奉仕員養成講座の講師資格を取得しておく必要がありまして、講師の高齢化に伴い、今後の事業継続のための講師

養成を図っていく手段の検討が必要となってきます。また、手話奉仕員養成講座を受講する方々の動機はさまざまでございますが、講座終了後、地域の手話の会活動に参加していただきながら、手話技術を引き続き研さんしていただく仕組みづくりや、手話通訳者、手話通訳士の資格取得を目指せる環境づくりが重要と考えております。
○秀村委員
　最後になりますが、ここでもやっぱり後継者が少ないということで、今現在その資格を持っている人も、上のステップを取るには講習を受けなければ、自費で講習を受けたりしている方がおられるそうです。それだから、金銭的にこの辺のサポートを市のほうでよろしくお願いします。
○委員長
　次に、１０３ページ、１０４ページ、保育所の運営について、江口委員の質疑を許します。
○江口委員
　１０３ページ並びに１０４ページ、児童福祉費、児童福祉総務費並びに児童措置費に関連してお聞きいたします。まず、保育所の運営についてお聞きするんですが、まず支給認定並びに入所手続に関してお聞きいたします。入所申請のスケジュールについて、まずご案内ください。
○子育て支援課長
　入所申請のスケジュールにつきまして、今年度、３０年度、新年度の入所スケジュールなんですけど、２９年１２月１日から３０年１月１２日までとし、申請受け付けを各保育所で行っております。
○江口委員
　その後、どうなります。
○子育て支援課長
　各園からの申請書を回収いたしまして、入力作業を行いまして、３０年３月１日に決定通知を送付しております。
○江口委員
　以前もお話ししたんですが、３月１日に通知が来ると。それで、幸いなことに入所できるというお子様並びにその保護者に関してはよかったねと胸をなでおろされるんだと思いますが、残念ながら入所できないということになったお子さん、そして保護者の方々はそこからある意味途方に暮れるんだと思うんです。そうなったときに、そうすると二次募集とかなんとか、そういう形があるわけですか。
○子育て支援課長
　二次募集は実施しておりません。
○江口委員
　そうすると、その方々は４月以降に改めて何らかの申請手続とかをされたりするのか。それとも、そういった方々は１年間ほったらかし、どうなります。
○子育て支援課長
　入所できなかった方につきましては４月以降、５月入所から調整を図っていきたいと考えております。
○江口委員
　本年３月１日現在でも、確か７０人近くが未利用であったかと思っています。未利用というか、実際に入れるところがなかった状況であったかと思っています。やはりその部分を早める工夫が必要だと思っているんです。そういったことに関して協議をしたことはございますか。
○子育て支援課長
　確かに、今おっしゃいますように入所後、３月１日に発送しております。受付後に全保育所

の申請書を確認しまして、入力作業を行います。その後、入所調整を行いますので、どうしても時間がかかります。市としても、少しでも早く通知書の発送をと考えておりますので、例えば、段階的な発送等の検討などを内部でも検討していきたいと考えております。
○江口委員
厚労省が出しているやつを見ても、募集に関しては１１月なり１２月なりというのが出てはいたりするんです。近くの大都市、福岡市の事例を紹介いたしましたら、福岡市の一次申し込みに関しては１２月６日まで、３０年度です。要するに平成２９年に事務をした部分です。今入っているお子さんたちに関しては１２月６日までに出してください。そのお子さんたちの入所申請に関しては１月２６日、１月の段階で通知を出します。そして、残念ながら落ちてしまった。そうなったお子様たちに関しては二次募集があるんです。二次募集は２月６日までに出してください。そうしたら２月２３日までに返事をいたしますとなるんです。さらに三次募集、最終募集なんですけれど、これを３月２日というふうな締め切りをやって、要するに三段階でやっていくわけです。こうやると何がいいかと言うと、残念ながら３月１日で入れなかったという通知を受けたお子さんないし保護者の方々が、そこからばたばた戻るつもりで仕事の段取りをつけていたんだけれど、会社に戻れません。申しわけないけど戻れないんだというお話をするか。ばたばた無認可、認可外の施設を探すか。それからもしくは、ベビーシッターなり何なり、いろいろな、それぞれのことを考える。ないし、近くに祖父母がいれば、その祖父母に頼むか、といったことに走り回る部分がもっと早くできるわけです。会社もありがたいんです。今、人材難と言われていますよね。その中でどうなんだろうと、不安な中でやっているわけです。厳しい中で人繰りをするんですが、そういった会社にとっても早くやれるということはいいことであると思っています。それについては、段階的な通知とかを考えるというお話でしたけれど、がらっと、そういった福岡の事例とかを見ながらぜひやっていただきたいとお願いをしておきます。その手続の中でなんですが、今おられる方々、今入っている子供さんたちが来年も入りたいと言ったときは、そのとき手続は必要ですか、どうですか。
○子育て支援課長
手続は必要になります。
○江口委員
これは必ず必要なものですか、どうですか。
○子育て支援課長
各年度、申し込み期間というのが１年、１年になっておりますので、各年度申し込みをしていただくようにしております。
○江口委員
福岡市の事例を見てみて、あっそうなんだと思ったのが、在園児の方で引き続き同一施設の利用を希望する方は、ここは利用申し込みの手続が不要なんです。ただ必要なのは、家庭の状況等の確認のために、現況届に関しては出してくださいとあるんです。そうするとお互いハッピーです。申し込みをする保護者の方も手続が、いろいろな書類を書くのが減って楽になる。受ける保育園も楽になるわけです。子育て支援課も楽になります。これ制度として可能ではありませんか。
○子育て支援課長
そういったものも含めまして研究したいと考えております。
○江口委員
支給認定の有効期間は、３号認定は３歳までですけれど、１号、２号に関しては小学校入学までですよね。１年１年の支給認定するわけではないですよね。ということを考えると、そういったやり方ができるのかなと思っています。なおかつ現況届、今はいつごろ出していただい

ていますか。
○子育て支援課長
　現在入所しておられる児童の現況届につきましては、毎年大体１１月に調査を行っております。（発言するものあり）入所しているではなくて、未利用児童の現況届ということでよろしいですか。（発言するものあり）入所している方につきましては、次年度申し込みのときに勤務証明等を提出していただくような形になります。
○江口委員
　その１回だけということですか。
○子育て支援課長
　入所している方につきましては、申請時に出していただくような状況でございます。
○江口委員
　ぜひその入所事務については前倒ししていただくことと、省ける事務を省いていただくことをぜひお願いをしたいと思っています。
　続いて、入所するのを支援する保育コンシェルジュがありますよね。それについても飯塚市ではやっているという話であったんですが、これは子ども・子育て支援事業計画を見ると、５カ所でやるという計画、２９年度は確か５カ所でやるというふうな計画であったかと思うんですが、現実にはここは、利用者支援についてはどのようになっているんでしょうか。保育コンシェルジュの部分については。
○子育て支援課長
　現在、街なか子育てひろば、あとは子育て支援課、２カ所で行っております。
○江口委員
　これは、事業委託に出した街なか子育てひろばでも保育コンシェルジュをやっているということでよろしいですか。
○子育て支援課長
　はい、そのとおりでございます。
○江口委員
　委託をしている中でできるんだと。そうなんですね。ではそこを、子育て支援課並びに街なかでは､それぞれ各保育園がどのぐらい空き状況にあるというのはちゃんとつかんでおられて、ご相談があったときにはそれについて提示しているということでよろしいですか。
○子育て支援課長
　保育所等の空き状況につきましては、子育て支援課のほうで対応しております。
○江口委員
　子育て支援課は持っているんだけれど、街なかに関しては、その情報は出していないということでよろしいですか。
○子育て支援課長
　最新の情報は随時変わりますので、市のほうで、子育て支援課のほうで把握しております。
○江口委員
　福岡であったり、久留米であったりとかは、確かホームページを見ると空き状況が見られる形であったかと思うんですが、そうしませんかというお話を以前したことがあります。そのときは検討したいと思いますと話があったんだけれど、現状ではあっていないように思います。そういった形でやると、街なかの方々もホームページを確認しながらご案内する、並びに、入りたい、お子様を入れたい方々も手間が減るのではないかと思うのですが、今は保護者に園を探してくれというふうな状況ではなかったかと思うんですが、そこら辺どうなっています。
○子育て支援課長

現在は窓口で申し込みしていただきまして、そこで受付後に決定しているような状況でございます。
○江口委員
ぜひやってください。次に、先ほど児童発達支援給付の話がございました。保育所に入所しているお子様の中にも同じように障がいのある子供たちであるとか、配慮が必要な子供たちがいます。その状況についてご案内ください。
○子育て支援課長
現在、公立保育所におきまして、障がい児など加配の必要な子供さんも入所しております。その判断基準といたしましては、医師の診断書を所持している児童、療育手帳、障がい者手帳を保持している児童、病院でのリハビリ等を行っている児童、また、乳幼児育成指導事業巡回相談等の指導報告書、各園からの配慮を要する子の報告を受け、状況の確認を行い、署長等が面談し面接の上必要と思われる児童に対してしております。公立におきまして、現在、加配が必要な児童に対しましては、公立保育所で２名、身体障がい者手帳保持者は４名、それに対する加配は６名、一応配置しております。
○江口委員
資料も出していただいているんですが、特別に配慮が必要な子供と言われるところ、そこに関しては公立並びに私立についてはどのような状況でしょうか。
○子育て支援課長
私立につきましては、昨年度は３名、療育手帳保持者が３名、身体障がい者が１名、加配が５名ついております。
○江口委員
資料の９３ページに療育手帳並びに身体障がい者手帳の保持者に関して、私立の、入っておられる方々の人数並びに加配の数は書いていただいているんですが、この手帳を持っている、持っていない子供であっても配慮が必要な子供たちって、やはり一定程度おられるわけですよね。そこに関しては、この２９年度についてはつかんでいないという理解でよろしいですか。
○子育て支援課長
現在、いわゆる手帳を持っていない、もしくは医師の診断がない気になる子につきましては配慮が必要な子供としまして、現在のところニーズは不明であります。
○江口委員
そしてまた、２９年度に関しては私立への加算は、そういった子供たちに対しての加配とかに関する費用、何らかの補助というのはないという理解でよろしいですか。
○子育て支援課長
私立保育所におきましては、療育加算という基準がございます。国が示す加算の要件としましては、主任保育士選任加算の対象施設かつ障がい児童を受け入れている施設において、主任保育士を補助する者を配置し、地域住民等の子供の療育支援に取り組む場合に加算するとしております。２９年度につきましては申請は、この療育加算につきましてはあってございません
○江口委員
その中で、私立は５人の加配はしているが、手帳保持者案に対して５人の加配、手帳保持者を含め、特別な配慮が必要な子供たちを含めて５人の加配をしているんだけれど、残念ながらそちらに関しては財政的な支援はないわけですね。他方で、公立に関しては公費の中で対応しているというところですよね。この基準に関して、市町村で基準は決められますよね。手帳の持っている、持っていないは、それは市町村が、持ってないんだけれどここまではいいよというのは、市町村が決められますよね。
○子育て支援課長

確かに質問委員が言われますように、市で認めることはできます。ただ、その要件といたしまして、認める要件といたしましては、障がい者手帳の取得または療育手帳を取得している、精神障がい者保健福祉手帳を取得している、児童通所支援サービスを利用している児童、通所受給者証を交付されている児童、特別児童扶養手当を受給している児童、また、医師の診断による障がいの事実が把握可能な児童となっておりますので、これらの書類をもちまして市は認めているような状況でございます。

○江口委員

公立の保育所に関しては、人数を加配であったりとか、一人全体に対して足すような事例はあるかと思うんですが、そういった子供たちだけにしか人員の配置はプラスしていないという理解でよろしいですか。

○子育て支援課長

園によっては、加配をつけている園もございます。補助等加算につきましては、２９年度は支給しておりません。（発言するものあり）公立におきましては、クラスにおいてクラス加配というのを職員１名配置しております。

○委員長

暫時休憩します。

休憩１５：５３

再開１５：５３

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

申しわけございません。４、５歳児につきましてはクラス配置をしております。それ以外の配置はしておりません。

○江口委員

お聞きしたのは、手帳を持っている、ないし医師の診断がある等々、今言われましたよね。そういった子供たちの部分にだけ人をプラスで配置をしているのか。それともそれ以外の、巡回相談で見つかるケースありますよね。巡回相談に行くわけでしょう。その中で、この子は配慮が必要だよと言われた子供がいると。その子供がいたときに、公立で、プラスで人間を配置しているケースはありますか、どうですか。

○子育て支援課長

今言われる医師の診断がない、もしくは手帳を所持していない気になる子に対しましても、同様に状況を確認し、所長等の面談を行い、支援が必要と思われる児童に対しましてはクラス補助員として保育士を配置しております。

○江口委員

そういった部分は、やはり私立にも同様にすべきだと思うんです。やはり同じ保育という活動をする中で、子供に対してそういう特性を見て、やっぱり人間、これだけ保育士が必要だよねと思ってされているわけでしょう。そこに公立と私立の差をつけるべきではないと思います。同様の事例がもう１つ、公立の人員配置と私立の必要な保育士の部分です。公立は、最低基準とは、国の最低基準とは違う形で人員配置をしていたかと思うんです。そのような形で私立が人員配置をしたときに、何らかの支援、財政的支援は行っているのかどうか。また、それを私立がやったときに何人ぐらい保育士の数が違うのか、お聞かせください。

○子育て支援課長

公立の配置基準を私立の保育所に置きかえた場合と考えまして、国の最低基準である保育士数と市の基準による保育士数を今単純に比較しますと、１名不足の園が１１園。２名不足の園が９園。３名不足の園が１園となります。また、財政支援ということなんですけれども、保育

士不足に対する支援を含め、保育サービスの質の向上に結びつく組織的な計画や取り組みが必要になるかとは考えております。保育所における職員配置の考えにつきましてはさまざまでありますが、運営法人とともに保育運営における問題点を把握していきたいと考えております。
○江口委員
　聞いているのは、現実にそれだけの差があるわけですよね。公立の配置は国の最低基準とを比較すると、やはりそれだけ差があるわけでしょう。１人違う園が１１園ないし幾つかあるわけですよね。そういった分に対しての市の財政措置としては、こうやってやっていただきたいので、例えば東京の区部とかであったら、何人に１人というやつを、３人１人を２．５人に１人にする。６人に１人を５人に１人にするとか、そういった形で最低基準を変えながら、ある意味、そうやって質の向上を図っているところがあります。同じように飯塚市、公立がそれでやるのなら、私立もそれですべきだと思うんです。そうやってやってください、それに必要な財政支援を行いますよと言うべきだと思うんですが、それはやられていないという理解でよろしいですか。
○子育て支援課長
　その分の財政支援は行っておりません。
○江口委員
　そうやって配置の差があるわけです。では、あと待遇の差をお聞きいたします。公立の園については、給与に関して資料等を公立、私立提出していただいておりますが、以前、厚生委員会の資料であったかと思いますが、２８年度ぐらいの数字を出していただいたかと思っています。それで、平均の給与で公立が５１７万円に対して、私立の平均給与が３２２万円という数字があったかと記憶しております。また、平均勤続年数についても、公立が１５年程度、私立が、直近の資料では５年程度というような数字があったかと思いますが、その状況は今も大きく変わらないという理解でいいのかどうか、その点はいかがですか。
○子育て支援課長
　それ以降の状況については把握しておりません。
○江口委員
　給料がやはり大きく違うわけです。一部加算Ⅱとかいうふうな形で、副主任級に関しては、かなりな金額がプラスになってきたりはしておりますが、それでもやはり埋められるものではないと思っています。また、やはり働く環境というふうなところを考えると、休暇並びに残業の状況が、大きく差があるのかどうかと思うんですが、その点については一部資料も出していただいておりますが、どのように理解されておられますか。
○子育て支援課長
　今回、資料につきましては、公立保育所のみの残業もしくは年休取得状況を提出させていただいております。公立におきましても、年休につきましては取れるような配慮を行っております。
○江口委員
　以前資料で出していただいたときは、平均２日という私立の園がございました。また、今、福祉文教委員会にも保育士の配置状況を出していただいています。今回の決算委員会でも出していただいているんですが、私立の中では国の最低基準を切っている園があるのではないかと思っておりますが、その点はどうですか。
○子育て支援課長
　入所人員に対しての配置基準は、切っている園はございません。
○江口委員
　そうなんですね。直近の福祉文教委員会の資料では切っている園があったので、あっと思っ

たんですが、２９年度についてはないということですか。
○子育て支援課長
　保育士の基準を切っておりますと入所自体ができませんので、保育士の配置基準は守られているということになります。
○江口委員
　全く一緒という園はございますか。その配置基準と一緒、同数という園はございますか。切っていないけれど、一緒というもの。
○子育て支援課長
　園によってさまざまですが、配置基準ぎりぎりという園もあると把握しております。
○江口委員
　ぎりぎりの園があったときに、多分働いておられる方々、ロボットではないのでお休みになられるでしょうし、当然のことながらシフトがあるんだと思います。これは、そういったことを考えると、配置基準は満たしているという理解をするのが正しいのか。それともそういったことを考えると、配置基準を満たしていないと判断するのが正しいのか。それはどちらと思われておられますか。
○子育て支援課長
　現状では配置基準を満たしていると考えております。
○江口委員
　先生方休まれないですけど、大丈夫ですか。
○子育て支援課長
　同一法人の系列園からの応援とか、そういった形で配置を行っているというふうに確認しております。
○江口委員
　それは確認済みということでよろしいですか。
○子育て支援課長
　それは確認を行っております。
○江口委員
　そうなんですね。そこについてはいいかと思います。次に行きます。運営の中で、最近、保育園の子供に関して話題になったのがおむつの処理なんです。紙おむつなり、布おむつがあるかと思うんですが、その処理についてはどのようになっておられますか。
○子育て支援課長
　使用済みおむつの処理の方法につきましては、保護者が全て持ち帰る園が１２園、これは公立６園を含んでおります。処分は全て園が行うという園が１０園ございます。あと、便のみ処分で、尿は保護者が持ち帰るという園が１１園ございます。
○江口委員
　これ、何らかの線引きはできないものでしょうか。
○子育て支援課長
　使用済みおむつの処理につきましてはさまざまなご意見がございます。国が示しております保育所における感染症ガイドラインの中では、使用済みの紙おむつは蓋つきの容器に保管することなど定めております。ただし、使用済みおむつをどうするかについては方針を示されておりません。園児数に合わせたおむつの保管場所が確保できるかどうか、ごみの回収の頻度がどれくらいかなどを考慮して、自治体や保育所ごとで考えるべき問題と示されております。おむつを全て保護者に持って帰っていただく理由としましては、保護者が子供の健康状態を確認できるためとされております。保護者と保育士は連絡帳や口頭で子供の様子についてやりとりを

していますけれども、おむつがどれくらい使われたのか、また、排便の状況を確認してもらうことで園の様子をより知っていただけるということが考えられております。特に、下痢をしているときや感染症が発生しやすい冬場は袋を二重にするなど、特別の配慮が必要ですが、袋などで密封し、適切な処理を施していればおむつを持ち帰ること自体必ずしも不衛生だとは言えないという意見があります。一方で、おむつの持ち帰りに厳しい意見もございます。おむつを複数の人の手に渡らせることは本来避けなければならない。感染症対策の点からも持ち帰られることは望ましいものではないとの意見もございます。これらの意見については、国の見解と同様に、各園で判断していただくものであると認識しております。

○江口委員

飯塚は各園で判断をしていただきたいというわけですが、北九州市は市が費用、補助金を出すということで園処理なんです。排便の状況を確認していただくことがというお話がありましたけれど、排便の状況を持ち帰って見ますか、現実的に。私の子供が行っている園は布おむつなんです。なので、うちは状況を確認するも何も、洗うので確認せざるを得ないんです。ただ、これが紙おむつであったら、開けてにおう、見る作業を全部やりますか、ということなんですよ。やらないでしょう。現実的ではないんだと思うんです。なおかつ、それを処理するのは多分、大きな割合で女性です。子育て支援とか言いながら、そういった部分は、いや、これはもうさすがに園でやろう。行政が費用負担してでもやる。フランスの少子化対策のことを書かれた方の著書の中にも、えっ、日本って持ち帰りなの、そんな園があるのという記載もございました。こういったことなんかは、費用としてはそう大きくなくて喜ばれる部分であるとは思うんですが。ちなみに検討したことございますか。

○子育て支援課長

検討したことはございません。

○江口委員

ぜひ検討していただきたいとお願いをしておきます。

人件費の件でお聞きいたします。以前、厚生委員会の中で、各法人の財務諸表の分析をしていただいたことが、一覧表を出していただいたことがございます。その中で飯塚市の社会福祉法人、保育園を運営していただいているところに関しては、確か当時で６０％の後半から８０％近く人件費として支出しているという実態がございました。運営費に関しては、国のほうも基準単価等があって、どのぐらいが妥当であるとかというのがあるかと思うんですが、国の基準としては、大体どの程度を人件費として考えているのか。また、飯塚市の状況としてはどうなのか、その点、お聞かせいただけますか。

○子育て支援課長

運営費に占める人件費の割合につきましては、国の給付費に占める人件費の割合は８０．３６％となっております。これは国の公定価格の基本分単価の内訳から算出しております。市内の私立保育所につきましては、最高で８６％、最低で７１．２％となっております。市の割合につきましては、実績報告書における決算書から抽出した割合となっております。どちらも全職員が対象となる内容のものでございます。人件費につきましては、全職員を対象にしておりますので、給食調理員等、外部委託している園もございますので、単純比較は難しいのではないかと考えております。

○江口委員

今、最高と最低のご案内ありましたけれど、平均がどの程度かわかりますか。

○子育て支援課長

平均の割合としましては、７８．１３％となっております。

○江口委員

割合としては妥当な部分ではないかと思ってはいるんです。ただ、ここで問題なのが、ではそれが本当に働く方々へ行っているかどうか。例えば、一部の方がどんと取ってしまっていたとなると、それは妥当ではない形ですよね。となると、保育士の人件費としてはどの程度かというのは、そういったものは把握しておられますか。
○子育て支援課長
保育士の占める割合までは把握しておりません。
○委員長
暫時休憩します。
休憩１６：１３
再開１６：１４
委員会を再開いたします。
○江口委員
あと、もう１点、一時預かり保育事業があるんですが、この一時預かり保育事業は、今、しっかり受け入れていただいているという理解でいいのか。それとも、園によっては受け入れられない状況があるという理解でいいのか、どちらでしょうか。というのが、預けたいので連絡したんだけれど、いやもう無理なのでというような、お断りされたというお話を聞いたことあるんです。それについては、各園の状況はどのような状況ですか。
○子育て支援課長
一時預かりにつきましては、例えば公立ですと定員がございます。定員がいっぱいになりますと受け入れられない場合もございます。私立保育所におきましても各園で実施している事業となっておりますので、状況によって受け入れられない場合もございます。
○江口委員
状況として、予定していた受け入れ人数とかありますよね。その分の枠が十分確保されているのか、それとも保育士不足の現状があるでしょう。それがあるので、ここまで回っていなくて、現実に受け入れられる人数がぐっと下がっているという状況なのか、そちらとどっちなんでしょう。
○子育て支援課長
公立におきましては、定員まで受け入れる職員配置は行っております。私立におきましても補助事業をしておりますので、職員配置については配置されているものと考えております。
○委員長
同じく１０３ページ、児童福祉費、児童福祉総務費、保育士確保緊急対策について、江口委員の質疑を許します。
○江口委員
保育士確保緊急対策の中で、修学資金並びに生活資金の事業が２９年度からスタートしております。この事業によって、飯塚市での保育士を選んだという方は何人ぐらいおられるのか、把握していましたらご案内ください。というのは、マイホーム取得奨励金、あれとかはアンケートを出して、この制度があったから飯塚市に来たのかどうかという質問をするんです。この制度があったから飯塚市で保育士をすることを選んだのかどうか、その点はいかがですか。
○子育て支援課長
この事業は昨年１０月より開始した事業でございます。昨年の利用者、修学資金につきましては、１０名の利用者がありまして、そのうち２９年度末卒業生５名がいます。この５名につきましては全員、市内の私立保育園に就職しております。先ほど、質問委員が言われますようにアンケートをとって、これがあるから市内の私立保育所に来たという、そこまでは、まだ調査は至っておりませんが、確実に、この事業により５名は私立の保育所に就職していただいた

と考えております。
○委員長
　続きまして、１０３ページ、児童福祉費、児童福祉総務費、赤ちゃんすくすく元気訪問事業の成果と課題について、城丸委員の質疑を許します。
○城丸委員
　さきの委員会で、児童虐待の中で一番犠牲の多いというか、命をなくすというところの年齢がゼロ歳児から２、３歳児が一番多いということで、保育所とかそういうふうなところに行かれている方についてはある程度把握ができるということであったんですけど。それ以外の方で、虐待とかあるところは保育所に行かれないところが多いんだと思いますけど、保育所等に行かれていない家庭の虐待の把握の努力はどうされますかという質問をしましたら、ここに書いてありますように赤ちゃんすくすく元気訪問事業等によってやるということであったので、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。
　２９年度の出生件数に対して、訪問回数がちょっと少ないと思うんですけど、これはどういうことでしょう。
○子育て支援課長
　母子手帳発行の段階で、低体重児など保健センターがかかわりを持った世帯に関しましては、継続して保健センターの保健師が出産祝品等を持って訪問しているため、保健センターの訪問件数がふえております。それによりまして、乳児家庭全戸訪問事業としての訪問件数が減少しております。
○城丸委員
　それでは、その差は保健センターが訪問しているということですね。訪問を拒否されることというのはあるのでしょうか。
○子育て支援課長
　生後４カ月までに訪問に行くよう連絡を行っており、訪問に行くよう連絡を行った時点で、訪問に拒否感を示される方もいらっしゃいます。市からの出産祝い品を持参することなど説明することで、今のところ訪問を拒否されたケースはありません。どうしても連絡がとれない場合、そういったケースにつきましては、４カ月乳幼児健診で確認を行うようにしております。
○城丸委員
　決算の成果表のところで、要保護児童等の早期発見を目的に、児童虐待が発生しないような初期対応としての事業は成果を得ているとありまして、本年度で言えば、要支援件数が１２件ということでありますが、具体的にはどういう成果があったのか、差し支えない範囲で教えてください。
○子育て支援課長
　出生後早い時期に訪問することで、子育てに関する情報提供を行うとともに、相談を受けることで児童虐待を未然に防ぐことにつながっていると考えており、一定の成果を得ていると捉えております。また、要支援に関する成果につきましては、子育てに関する家庭の状況などを伺いながら、子育てを行う環境が整っているかなど、早い段階で把握を行い、関係部署と定期的に支援を行っていることから成果が得られていると捉えております。
○城丸委員
　療育支援訪問延べ件数が１０４件あります。これはどういうものでしょう。
○子育て支援課長
　この事業は、子育てに不安を抱えていたり、さまざまな理由で子供の養育に支援を必要としている家庭に対して、育児や家事を手助けしたり教えたりする事業でございます。対象者は母子手帳交付時に支援が必要と思われる特定妊婦、及び、乳児家庭全戸訪問事業によって支援が

必要と思われる方となります。訪問にあっては、保健センターの保健師が赤ちゃんの発達、発育を担当し、家庭児童相談室の相談員が療育環境の確認及び母親への支援を行っています。
○城丸委員
今までご答弁いただいたのは４カ月までというところだと思いますけど、それ以降で、２歳から３歳ぐらいですか、それはどういうふうにされていますでしょう。
○子育て支援課長
乳幼児全戸訪問事業は生後４カ月までの乳児のいる世帯が対象であります。２歳児までの児童の把握となりますと、健幸・スポーツ課の保健センターが実施している乳幼児健診、これは４カ月、８カ月、１歳６カ月、この受診時や、各保育所に入所している児童は各施設での把握となります。乳幼児健診の未受診者に対しましては、健幸・スポーツ課におきまして電話連絡での対応や、連絡がとれない場合は訪問を行うなどして、その中で把握に努めております。
○城丸委員
最後、要望にしたいと思いますけど、成果表の中で、その意図、訪問対象をどのようにしたいのかということがあります。要保護児童等の早期発見及び早期対応を進め、引き続き個別的な支援が必要な家庭に対しては、療育支援訪問を実施後、飯塚市要保護児童連絡協議会で関係機関との連絡調整を図るとあります。児童虐待は、虐待がわかって対応をするのではなくて、その予防が一番大事だというふうに我々考えておりまして、政府も緊急対策の中で、地方自治体の対応の強化というのが言われておりますけど、ぜひぜひこの点に力を入れて、予防するというところで頑張っていただきたいというふうに思います。
○委員長
次に、同じく１０３ページ、児童福祉費、児童福祉総務費、虐待の対応について、江口委員の質疑を許します。
○江口委員
同じく虐待の部分についてお聞きいたします。資料を出していただいております。資料が、追加資料の８５ページ以下で出していただいているわけですが、まず件数の推移について、どのように考えておられるのか、お聞かせください。
○子育て支援課長
児童虐待の通告に関しましては、虐待が疑われる事案が発生すれば、即時に市や児童相談所へ通告することとなっております。相談件数及びそれにあわせて要保護児童の件数も年々増加し、重要件数も複雑化したケースも増加していっている状況でございます。これらも児童相談所を中心とした関係機関と、より緊密に連絡を図りながら対応していく必要があると考えております。
○江口委員
先日の福祉文教委員会にも同じような資料を出していただきました。資料の９０ページに要保護児童の推移があります。２７年度、２８年度、２９年度で、件数が３１件から３４件、３９件と伸び、対象人数として６１人、６８人、７８人と伸びているわけです。またなお、さらに２７年、２８年度はゼロであった特Ａランク、「生命の危険が「ありうる」、「危惧する」もの。即刻入院加療が必要な疾病・外傷がある」ものが、２９年度では１件、１人上がっています。また、Ａランク【重要】、「今すぐには生命の危険はないと考えるが、子供の健康や成長・発達に重大な影響が出ている」ものが、２７年度はゼロ件、０人が、２８件では１件、１人になり、２９年度では３件、１０人になりました。まずこの特Ａ、生命の危機がありうる、危惧する、このケースについてはどのようなものなのか、支障のない範囲で結構ですので、まずご案内ください。
○子育て支援課長

この特Ａにつきましては、現在、生命の危機がありうる、危惧するものとして、うちのほうは把握している状況でございます。現在、１件このケースがございますが、家庭児童相談室、学校、児童相談所、保健センターがかかわって支援を行っております。（発言するものあり）この特Ａランクにつきましては、身体的虐待でございます。

○江口委員

これ新規で上がっているわけですが、前年度ないしその前とかに関しては、全く上がっていなくて、突如、今年度上がってきたものか、それとも前年度、前々年度に関しては上がってきていて、別なランクにおられたものなのか、いかがですか。

○子育て支援課長

２９年度の新規のケースになります。

○江口委員

そういったハードケースに対し、幾つかの機関がかかわっているというお話がございましたが、どのような支援を具体的になされているのか、お聞かせください。

○子育て支援課長

主に家庭児童相談室が窓口となりまして、親との関係を築いていきながら、専門医師の受診の継続、子育ての悩みなどを傾聴することで改善が図られております。

○江口委員

家庭児童相談室以外もお答えになったと思うんです。それぞれがどのような支援を行っているのか、お聞かせいただけますか。

○子育て支援課長

関係機関としましては、家庭児童相談室、学校、児童相談所、保健センターが関係機関としてかかわっておりますが、相互的に、先ほど申し上げましたように、親との関係を築いていきながら専門医師の受診の継続、子育ての悩みの傾聴などを支援していっております。

○江口委員

これ特Ａでしょう。生命の危機がありうる、危惧するものでしょう。となると、一時保護なり何なりという形になるのではないかとは思うんですが、そういった重篤なケースは児童相談所に送致すべきものであると思うわけですが、そういった対応はしていないということでよろしいですか。これ、即刻入院加療が必要な疾病・外傷があるかもしれないわけでしょう。

○福祉部長

ただ今ご質問の件ですが、今課長申しましたとおり、特Ａケース、重篤なケースの１つで、言いましたように、児童相談所も入った上で今支援をしているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○江口委員

でも、今は傾聴しながら、継続受診を勧めているというお話でしたよね。それで大丈夫かなと思うんです。児童相談所も入っていながら、というお話でしたけれど、送致すべき事案ではないのですかという問いかけなんですが、それはいかがですか。

○福祉部長

それにつきましても、送致という言葉が出ておりますが、児童相談所が見守りながら、一緒に児童相談所もこのケースについては、今も見ているところでございます。ご質問の件につきましては、児童相談所のほうでまた判断がなされるというふうに考えております。

○江口委員

児童相談所がどういう判断をするにしろ、市町村としてこれはまずいと思ったケースは、児童相談所がきちんとこれ対応してねという、送致をするという仕組みですよね、法の建前は。それに関してはやっていないということですよね。

○子育て支援課長
　児童相談所に、ケースとして送致はしております。
○江口委員
　送致というのは法の何条であったかわかりませんが、その法、何条に基づく送致をしているということでよろしいですか。
○子育て支援課長
　はい、そのとおりでございます。
○江口委員
　送致はしているんだけれど、そしたら主な支援機関としては児童相談所が受け持って、児童相談所がきちんと動く形ではないかと思うんですが。主な支援機関として家庭児童相談室がというお話がありました。果たしてそこら辺はどうなんだろうというのが１点。あともう１点が、これは保護者に対してきちんと告知をしているものですか、どうですか。
○子育て支援課長
　保護者に対しての告知につきましては、児童相談所のほうより告知しております。
○委員長
　暫時休憩いたします。
休憩１６：３５
再開１６：３７
　委員会を再開いたします。
○子育て支援課長
　申しわけございません。現在、対応につきましては、田川児相のほうに送致しておりますので、主は児相となりますが、市としましても児相と連携をとりまして対応はしております。親への告知につきましては、市と児相とで保護者に対しまして説明を行っております。
○江口委員
　児相のケースとなった後で、家庭児童相談室が受診の継続や悩みの傾聴というお話ですが、そこに関しては、児相の心理の方であったりとか、そういった方々が担当すべきものではないかと思っています。基本的に特Ａがあって、Ａがあって、Ｂがあって、Ｃがあって、その他とかあるわけで、三角形のピラミッドがあるわけでしょう。基本的に、特ＡなりＡの一部に関しては児童相談所がやるケース、Ａの途中ぐらいからＣの部分が、要保護児童対策協議会、要対協がやるケース、並びにあと一番基本のところで、予防であったりとかいうふうなところで、ポピュレーションアプローチとかそういった形で市町村が対応する部分になるかと思うんです。Ａのケースがあります。こちらについても結構なケースが上がっているわけですが、どういったケースなのか、またあわせて、それに対してどのような支援をされているのか。差し支えのない範囲内でお教えください。
○委員長
　暫時休憩いたします。
休憩１６：４１
再開１６：４２
　委員会を再開いたします。
○子育て支援課長
　先ほど重篤、Ａケースにつきましては、それにつきましては今すぐ生命の危機はないと考えるケースとして、一応判断しております。種別につきましては、現在手元に資料がございません。（発言するものあり）この３件の種類につきましては、後ほど調べて報告したいと思います。
○委員長

この児童福祉総務費の児童虐待については保留して、次の１０７ページ、児童福祉費、青少年対策費、児童館整備計画について、永末委員に質疑を許します。
○永末委員
決算書の１０８ページになります、青少年対策費の中の児童館の分になりますけど、今回の児童館のほう、御存じのように２０カ所近く市内のほうにはあるんですが、実際に２９年度の決算のほうで出てきている分として、幸袋地区の児童館建設事業９１３万円、鎮西地区児童館建設事業費１億６７１０万円、穂波東地区児童館建設事業３７８万円、若菜児童館整備事業１億７１４９万円、椋本児童館整備事業１０４９万円というのが２９年度には上がっているんですが、実際にこの５施設の整備というのを、他の児童館よりも優先して整備された部分に関して、何か理由等ありましたらお願いします。
○教育総務課長
ただ今ご質問がありましたこの５施設でございますけれども、そのうちの３施設、質問委員申されました幸袋、鎮西、穂波東、この３施設の児童センターにつきましては、一貫校整備に伴う児童館の統合によるものでございます。また、残りの２つの児童館、若菜児童館と椋本児童館についてですが、こちらは入所児童数の増加が見込まれたことや遊戯室が整備されていないといった理由から、早急に整備のほうを行ったものでございます。
○永末委員
遊戯室の整備ができていなかった。あと、児童数の増加という部分が優先的な部分だということですが、先ほどもお話ししましたけど、当然、市内にはこの５児童館以外にも児童館等もあり、その多くがやはり老朽化等もかなり進んでおる状況かと思うんですが。この５児童館以外の児童館の整備というのに関しましては、実際、担当課として計画等をお持ちなんでしょうか。
○教育総務課長
現在、本市には１７の児童センター・館がございます。ご指摘のとおり、老朽化が進んでいる施設も中にはございます。そういった児童センターなどにつきましては、計画的な改修を行う必要があると考えており、整備年度や指導員の方々からの施設の不具合に関する意見をもとに、年次計画を立てて取り組んでいくような計画の整備を図っているところでございます。
○永末委員
おそらく地元の方からすると、ぜひとも早く私たちのところをやってほしいというふうな意見が出るのかなというふうに想定するんですが。そうなったときにやっぱり、一遍に建てかえなり修繕なりというのは難しいのかなと思いますので、何らかのそういう基準なりというのが必要になってくるのかなと思うんですけど。そういった例えば、建てかえであるとか修繕であるとか、どういったところから優先的に手がけていくとかというのは、基準的なものをお持ちなんでしょうか。
○教育総務課長
ただ今委員のほうから申されました、基準的なものにつきましては、やはり建築年度だとか将来の利用者推計、こういったものも含めましてこれからそういうものを整備していく必要があるというふうに考えております。
○永末委員
決算ですのであまり先のことは控えますが、最後の質問ということで、大体その計画自体、いつぐらいまでに整備されて、どういった形でこちらのほうにお知らせいただく予定なのか、わかりましたらお願いします。
○教育総務課長
整備計画の設定時期になりますけれども、こちらのほうはやはり財源が伴いますことから、

今現在、ちょっとこの場でいつまでというふうな明言ができかねるところでございます。大変申しわけありませんが、こういうふうな答弁になります。
○委員長
　次に、４款衛生費、１１３ページ、保健衛生費、健康づくり推進費、健幸プラザ運動指導事業における利用者ニーズ対応のための営業時間の延長について、兼本委員に質疑を許します。
○兼本委員
　１１３ページ、保健衛生費、健康づくり推進費、健幸プラザ運動指導事業における利用者ニーズ対応のための営業時間延長についてお伺いします。平成２９年度の健幸プラザ利用者数はどのようになっていますか。
○健幸・スポーツ課長
　健幸プラザは、休館日である毎週水曜日及び１２月２９日から翌年の１月３日までの日を除く各曜日において開館しております。開館時間は午前９時から午後７時までとなっております。開館日における利用は、主にトレーニング室利用並びに健康運動教室、健康教育教室での利用がなされているところでございます。お尋ねの平成２９年度における健幸プラザ利用者数につきましては、トレーニング室の利用及び健康運動教室、健康教育教室の利用で答弁いたしますと、トレーニング室利用では年間２万１７７３人の利用があっております。健康運動教室では、教室数が２２教室ございまして、３９４０人が利用されております。健康教育教室では、１１教室で２３８２人、合計２万８０９５人の利用があったところでございます。
○兼本委員
　目標達成度等を見させていただくと、本年度が２万８０９５人で、前年度実績よりも３千人弱ふえているということでよろしいんですよね。目標は３万人ということですね。
　それでは、健幸プラザを利用される方の年齢区分などは把握されていらっしゃいますでしょうか。
○健幸・スポーツ課長
　年齢別の利用者数につきましては、平成２９年度のトレーニング室利用者２万１７３２人のお答えになりますけれども、２０歳未満が２％、２０歳代が同じく２％、３０代が４％、４０代が６％、５０代が１６％、６０代が３２％、７０代が２７％、８０歳以上が１１％となっており、６０歳代から７０代の利用が多くなっているという状況です。
○兼本委員
　それと、今後の中長期で実施する改善策ということで、指定管理者制度を考えられているということですが、現状の運営状況等を含め、今後のことをどのようにお考えかお知らせください。
○健幸・スポーツ課長
　現在、健幸プラザは直営で管理を行っております。今後、指定管理者制度導入につきましても検討したいと考えているところでございます。
○兼本委員
　指定管理者制度導入を検討するということですが、指定管理にするメリットやデメリットというのは、どのようにお考えでしょうか。
○健幸・スポーツ課長
　指定管理者制度におけるメリットといたしましては、民間企業の各種法人、ＮＰＯ等、幅広い団体の能力を活用し、多様化する市民ニーズにより効果的で効率的に対応し、市民サービスの質の向上を図るとともに、あわせまして行政コストの節減等を図れることが期待されるところと認識しております。具体的な例といたしましては、スタッフの配置について直営で雇う場合は、時間単位での雇用ができかねますけれども、民間の場合は柔軟に対応ができること、健

幸プラザで開催している各教室等について、参加率が高い教室への年度途中での内容変更など、柔軟に対応できるのではないかと考えております。また、デメリットといたしましては、指定管理期間が短い場合、ノウハウの蓄積を妨げるおそれがあることや人件費の抑制など、コスト削減の面のみが着目され、施設の運営経費が十分確保されていない場合は利用者に対するサービスの低下や地域の雇用に影響を与えることが懸念されることだと考えております。

○兼本委員

今答弁があったように、指定管理者制度導入についてはメリット、デメリットを十分研究され、検討を行っていただきたいと思います。

それでは、先ほど開館時間が９時から１９時までとの答弁でありましたが、市内にはほかにもトレーニング室があると思います。その開館時間及び料金体系はどうなっていますか。

○健幸・スポーツ課長

市管理のトレーニング室は、健幸プラザを含めまして６カ所ございます。まず、飯塚第１体育館では９時から２２時まで、庄内保健福祉総合センターハーモニーでは９時３０分から２１時まで、筑穂保健福祉総合センターでは８時３０分から２１時まで、穂波福祉総合センターでは９時から２１時まで、健康の森公園多目的施設では１０時から２１時３０分までとなっております。

次に、料金でございますけれども、健幸プラザのトレーニング室では、１時間、一般が１００円、高校生以下が５０円となっております。飯塚第１体育館のトレーニング室では一般の方が１時間８０円、高校生以下が４０円、庄内保健福祉総合センターでは１時間１００円、筑穂保健福祉総合センターでも１時間１００円、穂波福祉総合センターでは、こちらも１時間１００円、健康の森公園多目的施設では、一般が１時間１００円、中学生以下が５０円となっております。

○兼本委員

今、答弁いただきました健幸プラザ以外の５施設の年齢別の利用者数はわかりますでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

申しわけございません。健幸プラザ以外のトレーニング室の年齢別利用者数は把握いたしておりません。全体の利用者数のみ把握しておりますので、平成２９年度の各施設の利用者数についてお答えさせていただきます。まず、飯塚第１体育館につきましては３万７５０３人、１日平均で１０６．３人となっております。次に、庄内保健福祉総合センターハーモニーにつきましては、１万８２４人、１日平均で３１．２人。次に、筑穂保健福祉総合センターでは９３２５人、１日平均で３１．８人。穂波福祉総合センターでは３万９４６６人、１日平均で１２８人。健康の森公園多目的施設では４万２２３５人、１日平均で１１７．５人となっております。

○兼本委員

年齢別利用者数は把握していないということですが、それでは、先ほど答弁があったように、健幸プラザ以外のトレーニング室は、閉館時間が大体２１時から２２時というふうになっております。料金では、飯塚第１体育館以外は一般で１００円というのは同じようです。そうであれば、健幸プラザにおいても利用者のニーズに合わせて営業時間を延長してはどうかというふうに思っておりますが。また、先ほど指定管理者制度、導入を検討しているということですので、指定管理者制度に移行する際にも開館時間の設定にも参考となるのではないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

健幸プラザの開館時間は、平成２６年度に実施いたしました利用意向アンケートや商店街の

午後６時という閉店時間を考慮して、現在の午後７時までとしております。お尋ねの時間延長についてでございますけれども、健幸プラザに隣接する施設専用駐車場がないこと、夜間の市営駐車場までの安全確保の観点や閉店１時間前の利用者数が極めて少ないという状況から、開館時間の延長は行っていないというところでございます。

○兼本委員

事業の評価、改善の実施等というところで、若者層や無関心層へのアプローチなど、まだまだ結局、先ほど答弁ありましたけれども４０代までで大体１４％ぐらいの利用率しかないということなんです。この辺りが多くなれば、おそらく３万人の目標値も達成できるのではないかというふうに思うんですけれども、ちょうどその１８時台というのが、仕事が終わって、例えばもし行こうと思っても１時間もトレーニング室、利用できないような状況だと思います。そういったものがあるので、利用が少ないのではないかというふうに想定できるのではないかと思います。また、市営駐車場へのアクセスも、現在、本町駐車場のところには赤々と防犯灯がついておりますし、それでも怖いというならば東町駐車場も私はあると思うんです。あそこからアーケードを通っていけば、ずっと、延々と明るいのではないかなと思うんですけれども。そういったところで、それとあと、私がよく聞くのが、仕事帰りにトレーニング室に行きたいけど、それがたまたま健幸プラザであったりすることが多いんですけど、７時までなので行けないという声をよく聞いております。このような仕事帰りの方の利用にターゲットを置き、時間を延長したら、もっと利用者がふえるのではないかと思うんです。また、健幸プラザが時間を延長し、利用者がふえるのであれば、それは健幸プラザの街なかにおける役割、例えば商店街との連携による地域の活性化であったりとか、先ほどお話ししました若者層へのアプローチといったものにつながるというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

以前、一般質問において、今後、健幸プラザの近隣の店舗が少し遅くまで営業されるなど、さらなるにぎわいづくりに効果があると考えられる場合は、健幸プラザの時間延長等を考えていくと答弁いたしております。ただ今の委員のご指摘のように、健幸プラザの時間延長により新たな集客が見込め、街なかへの回遊が見込める効果があるかもしれませんので、例えば、期間を限定して時間を延長し、その効果を見てみるなどの方策を検討していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○兼本委員

ぜひよろしくお願いしたいと思います。この実証実験みたいな形をとるときに、やっぱり人が来ませんでしたということが非常に多いことがあるんですが、私は、これはやはり広報等の周知の仕方だというふうに思っております。地域団体もありますので、そういったところにも協力を求めて、ぜひ市民の皆さんに周知できるような体制をとっていただいてから、もしできるのであれば、そういった試行を行っていただければというふうに思います。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

（　な　　し　）

質疑がないようですから、保留しております以外の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。認定第１号から認定第１２号までの１２件については、本日の審査をこの程度にとどめ、明日９月２１日午前１０時から委員会を開き、審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（　異議なし　）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。以上をもちまして、平成２９年度決算特別委員会を散会いたします。